

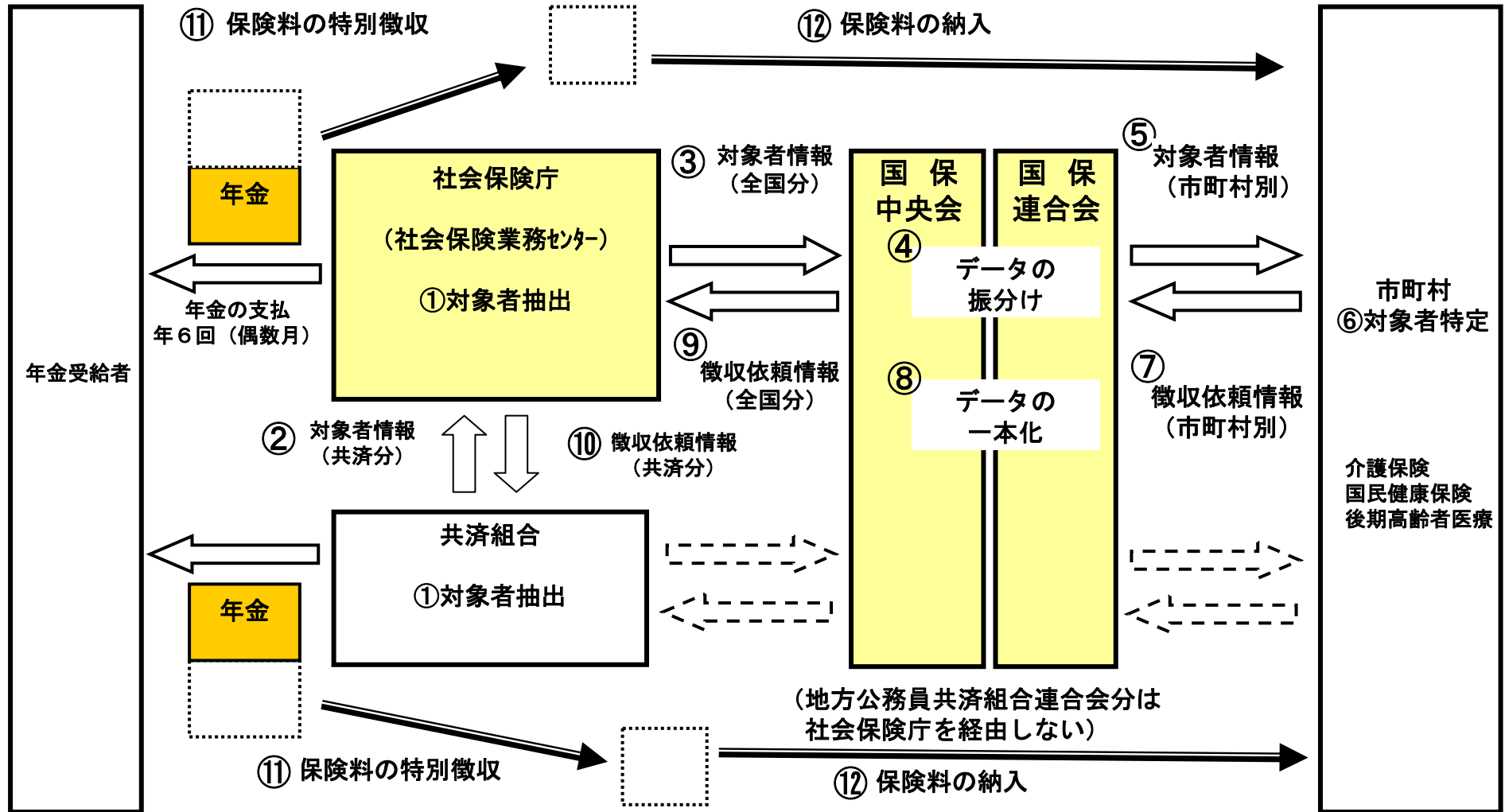
# 保険料(税)の特別徴収 ～図解資料～

# 目 次

1. 基本的な事務処理の流れ	2
2. 介護・後期高齢・国保における事務処理スケジュール	7
3. 後期高齢・国保における特別徴収導入に向けての準備スケジュール	19
4-1. 市町村内における事務処理の流れ	23
4-2. 介護広域連合と市町村の事務処理の流れ	31
5. 国保の特別徴収における留意事項	39
6. 参考資料	46

# 1. 基本的な事務処理の流れ

# 保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(図)



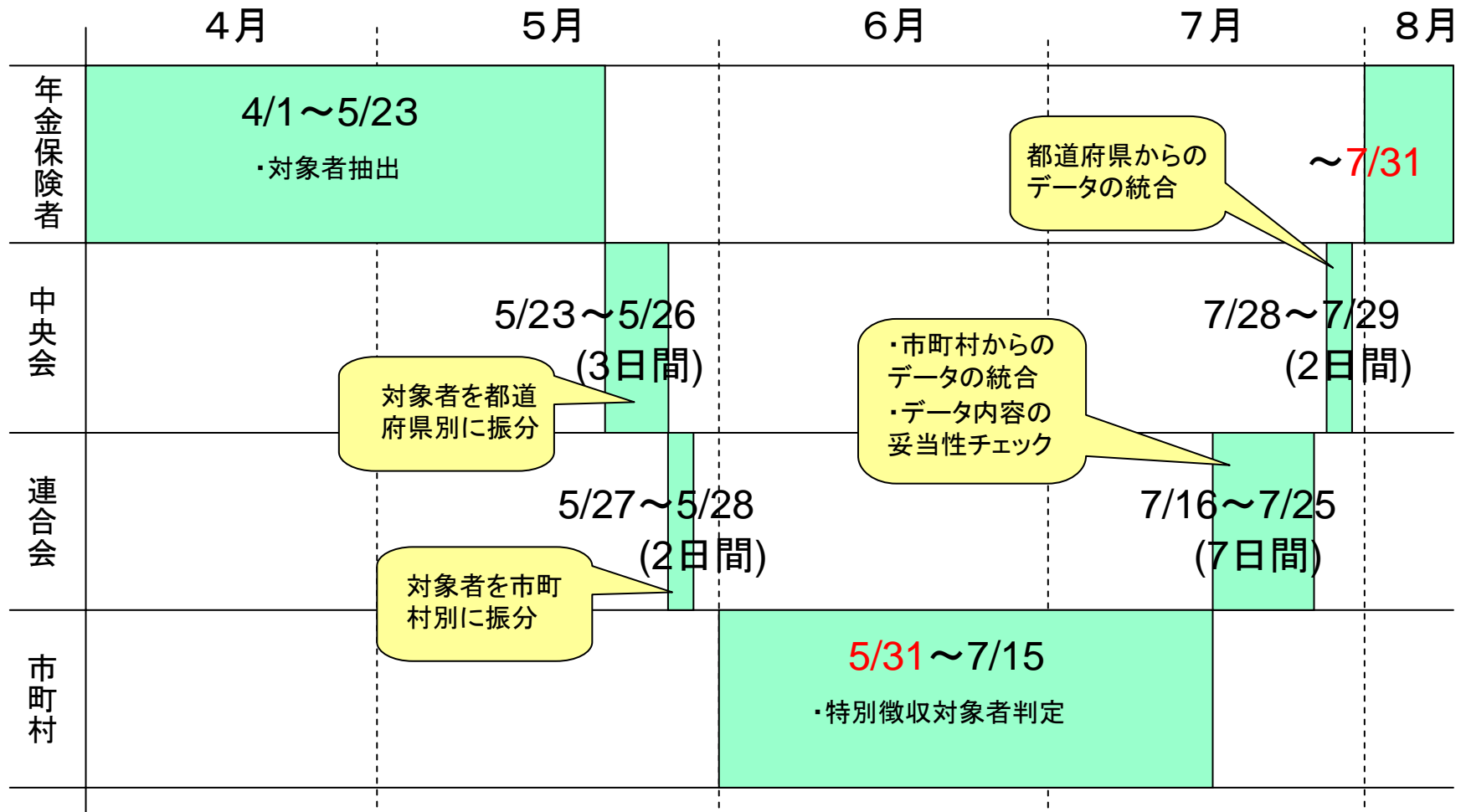
## 保険料の特別徴収の基本的な事務処理の流れ(解説)

- ①年金保険者において特別徴収の対象となる年金を受給している者を抽出
- ②共済組合(地共済は除く。以下同様)において抽出した対象者情報を社会保険庁へ送付
- ③社会保険庁から社会保険庁分と共済組合分の対象者情報(全国分)を国保中央会へ送付
- ④国保中央会から各都道府県の国保連合会へ対象者情報(都道府県別)を送付し、市町村別に振り分け
- ⑤国保連合会から対象者情報(市町村別)を市町村へ送付
- ⑥年金保険者から提供された情報に基づき、市町村において各保険制度の特別徴収の対象者を特定
- ⑦市町村から国保連合会へ徴収依頼情報(市町村別)を送付
- ⑧国保連合会から国保中央会へ徴収依頼情報(都道府県別)を送付し、集約(全国分を一本化)
- ⑨国保中央会から社会保険庁へ徴収依頼情報(全国分)を送付
- ⑩社会保険庁から共済組合へ共済組合分の徴収依頼情報を送付
- ⑪年金保険者において定期支払時に支払われる年金から各保険制度の保険料を徴収
- ⑫年金保険者において徴収した保険料を市町村へ納入

※ 地共済分は地方公務員共済組合連合会を窓口として、中央会・連合会を介し市町村とデータ授受を行う。

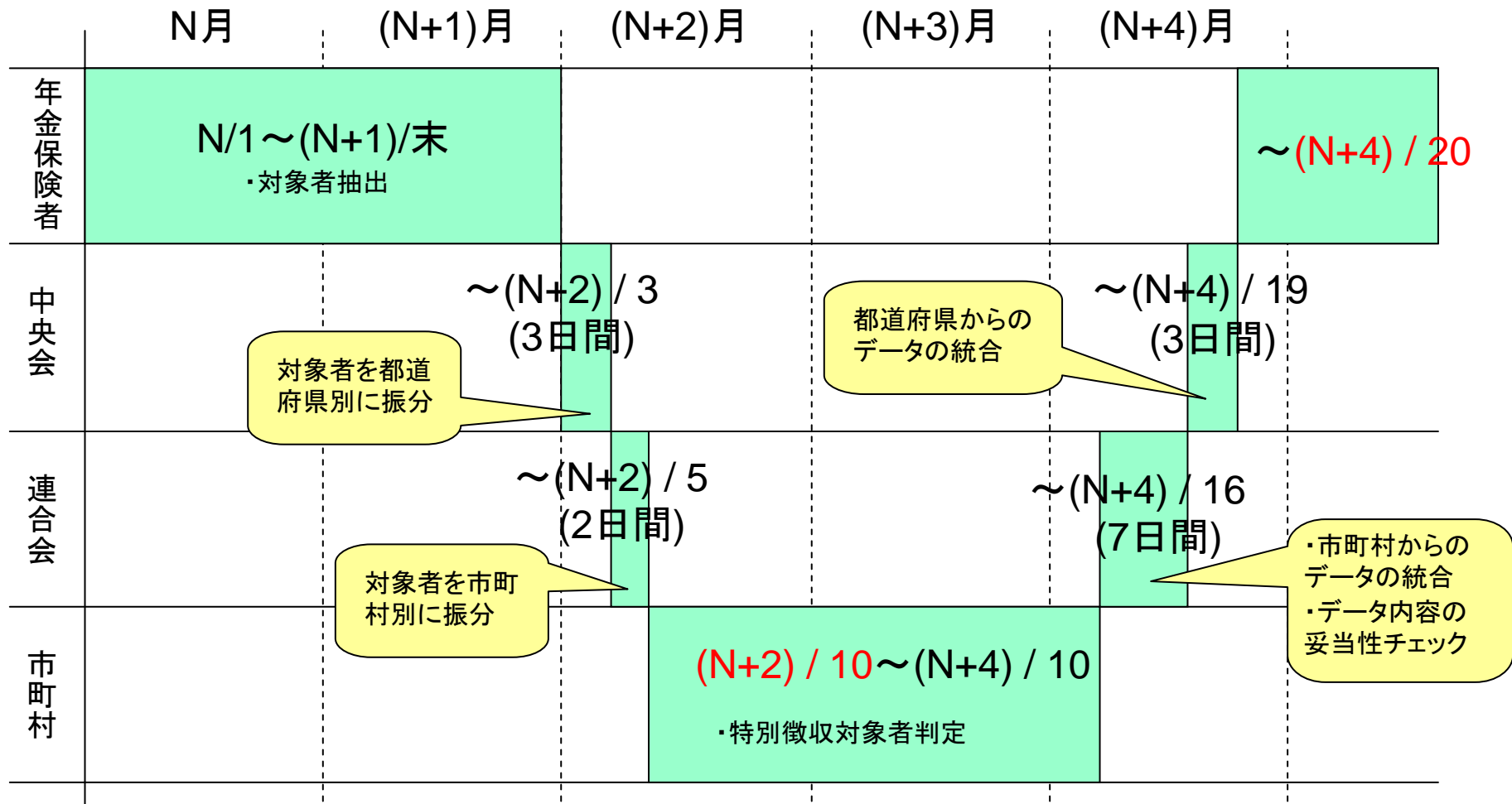
## 4月年次捕捉分の処理スケジュール

【例：平成20年におけるスケジュール案】



※ 通知期限に合わせたスケジュールを示したもの

## 月次捕捉分の処理スケジュール〈N月1日基準日〉

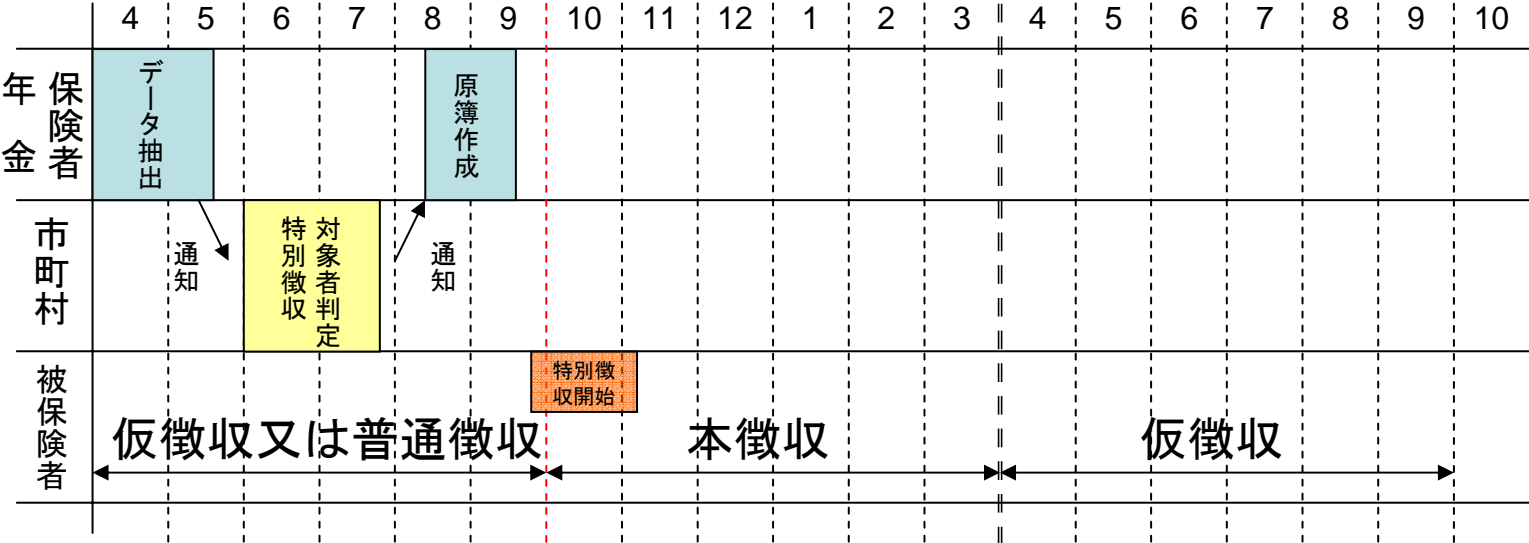


※ 通知期限に合わせたスケジュールを示したものの

## 2. 介護・後期高齢・国保における 事務処理スケジュール



# 4月1日での介護・後期高齢・国保における 年次処理スケジュール



- \* 年金保険者での介護・後期高齢・国保における抽出対象者は、4月1日時点において65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）であって、特別徴収の対象となる年金を受給している者（年額18万円以上）。
- \* 市町村において、後期高齢の75歳以上の被保険者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の被保険者、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）を特別徴収対象者と判定する。なお、介護保険料との合算額が特別徴収対象年金の1/2を超える場合は、後期高齢又は国保の特別徴収の対象とせず普通徴収とする。

### 仮徴収

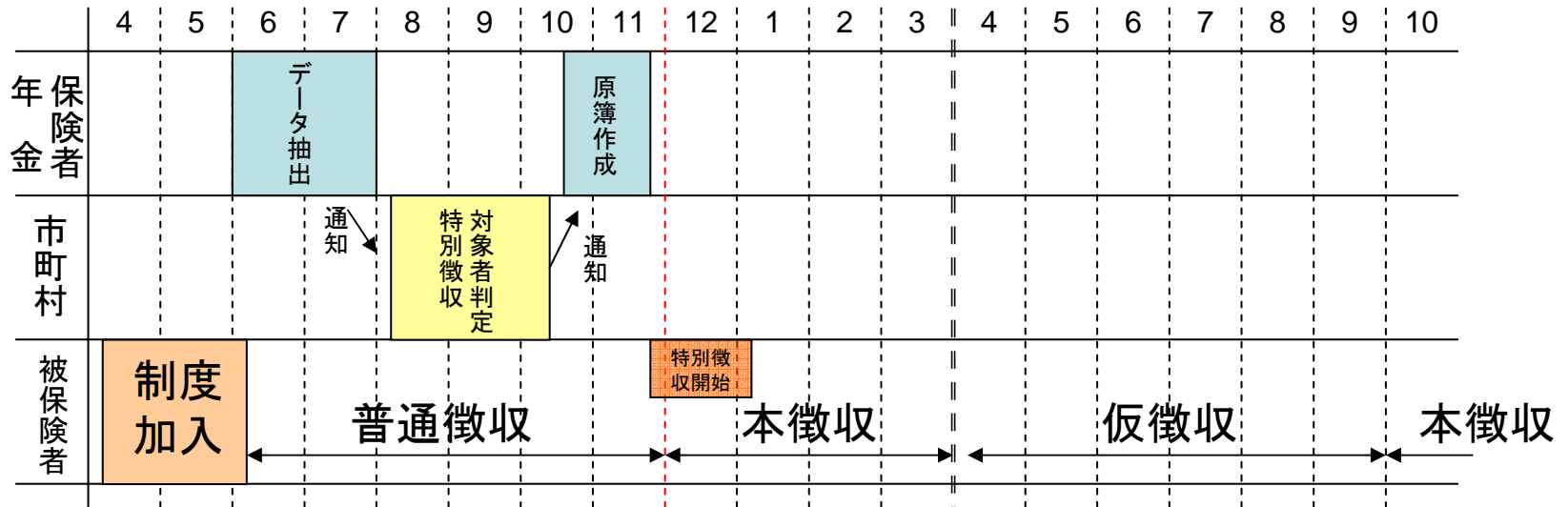
前年度の2月における特別徴収額を特別徴収の方法にて徴収するもの。ただし、前年度に特別徴収の方法によって保険料を徴収されていない場合は、前年度の保険料額を基礎として算定した額の仮徴収期間（当該年の4月から9月まで）における年金の支払い回数で除して得た額を徴収する。

### 本徴収

当該年度の保険料額から仮徴収額の合計を控除し、本徴収期間（当該年の10月から翌年3月まで）の間における年金の支払い回数で除した額を徴収する。

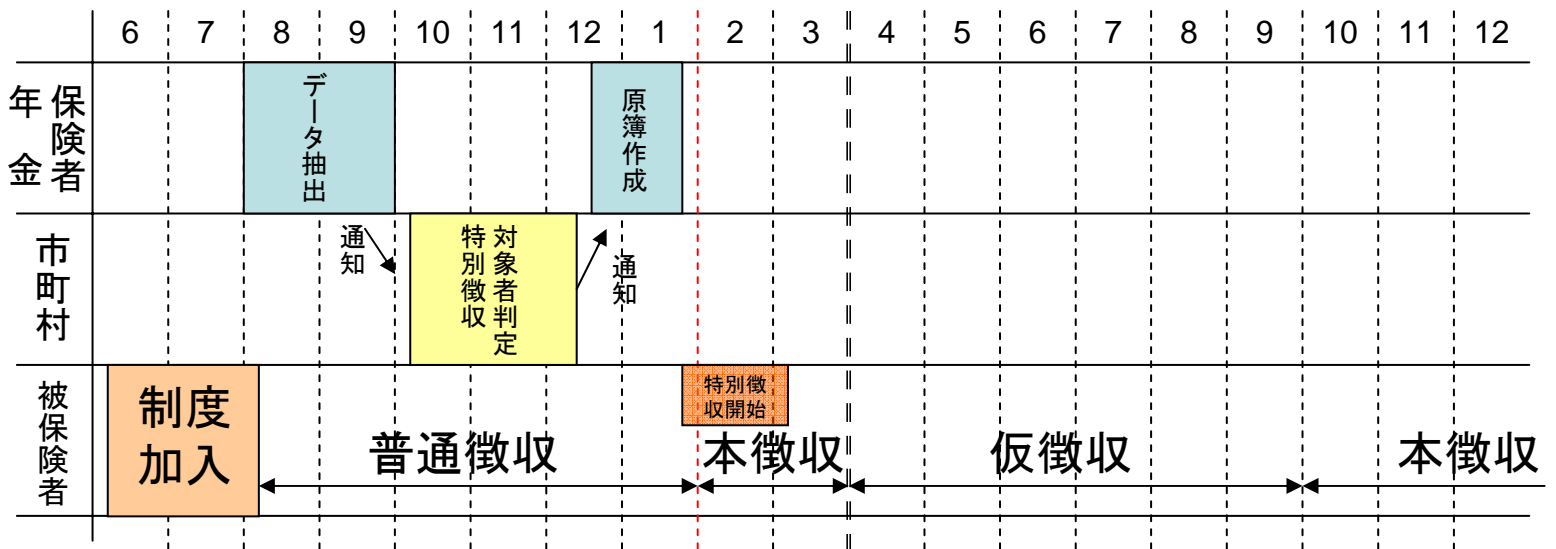
# 年度途中加入者に係る介護・後期高齢・国保の 保険料徴収スケジュール

4月2日以降6月1日加入者



注1) 1/2判定により後期高齢・国保が普通徴収となった場合は翌年度の年次捕捉にて再度判定  
注2) 翌年度4月からの特別徴収とすることも可能

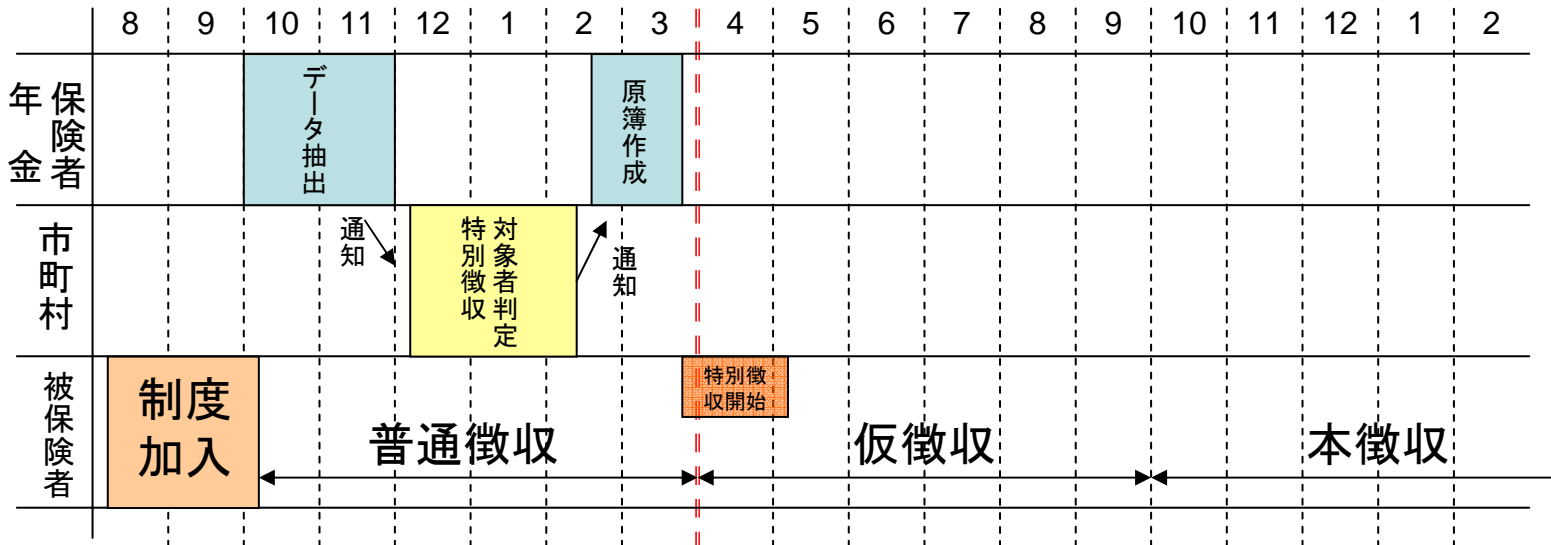
6月2日以降8月1日加入者



注1、注2参照

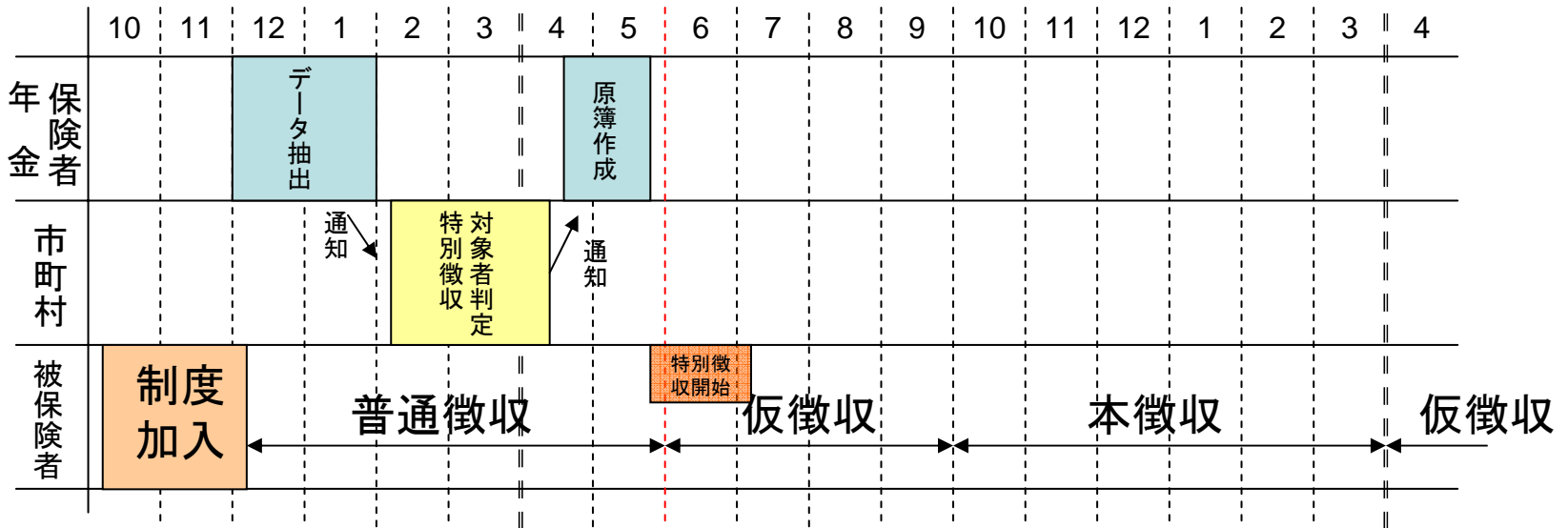
# 年度途中加入者に係る介護・後期高齢・国保の 保険料徴収スケジュール

8月2日以降  
10月1日加入者



注1参照

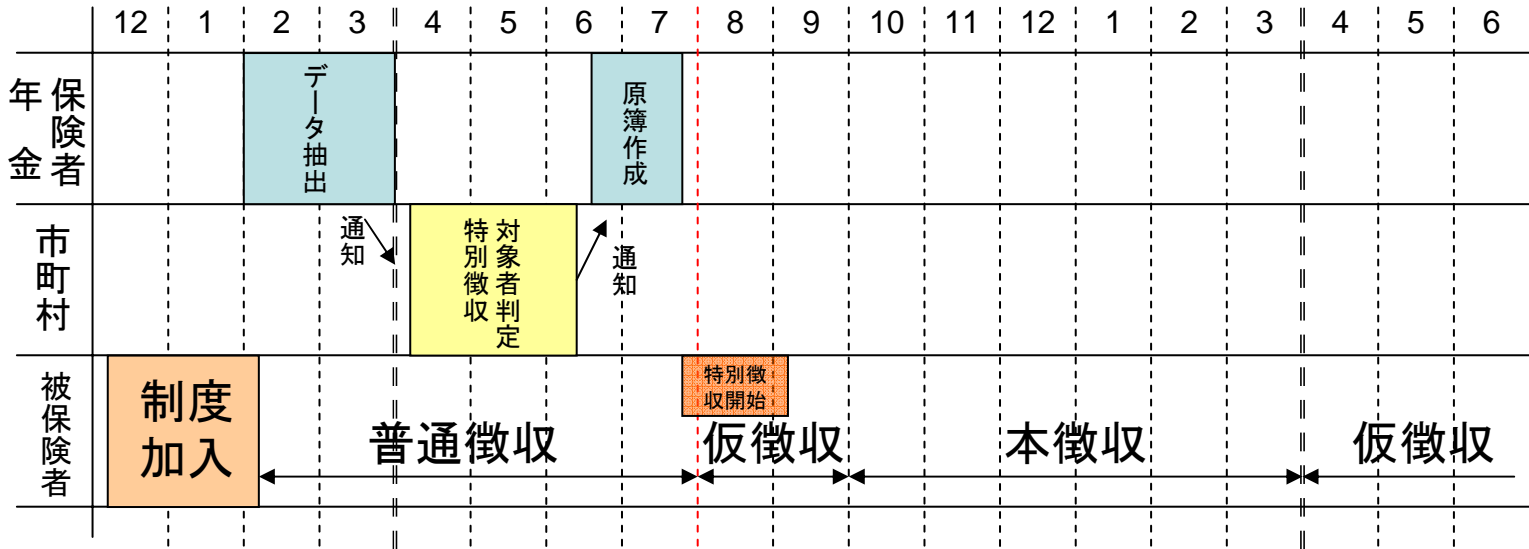
10月2日以降  
12月1日加入者



注1参照

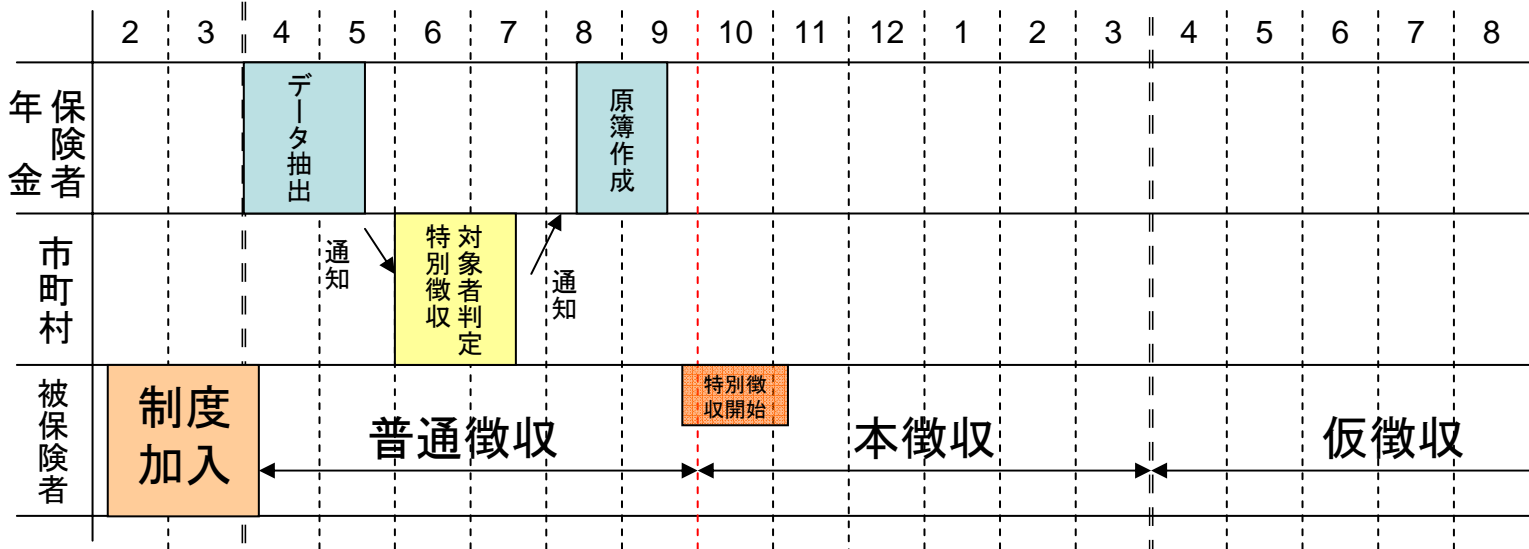
# 年度途中加入者に係る介護・後期高齢・国保の 保険料徴収スケジュール

12月2日以降2月1日加入者



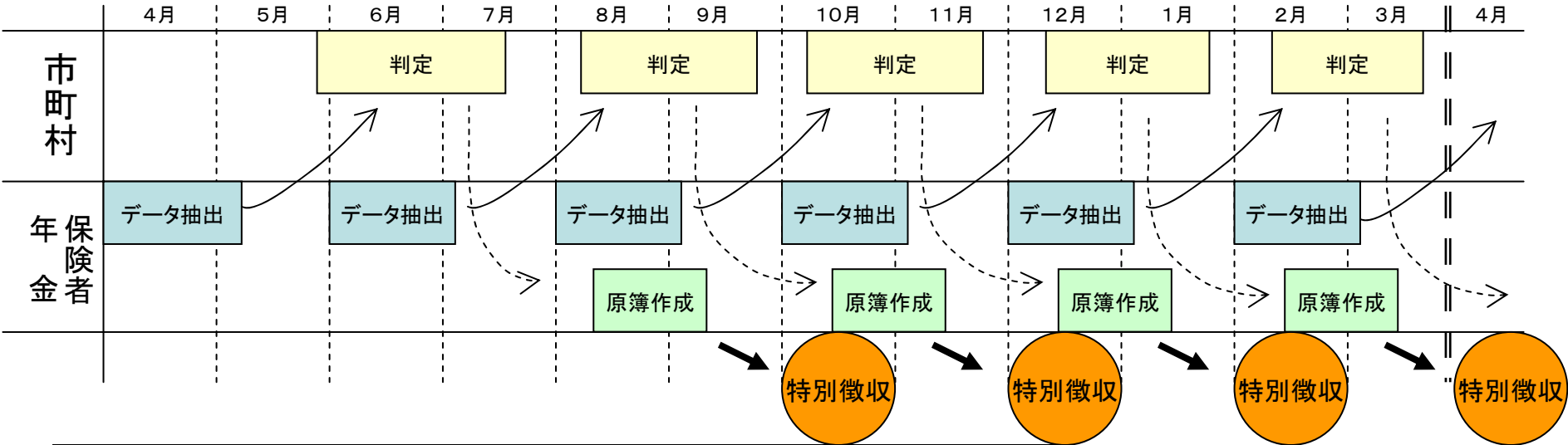
注1参照

2月2日以降4月1日加入者



注1参照

# 平成20年4月以降に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収までのスケジュール



対象者の抽出	市町村への通知	年金保険者への依頼	特別徴収の開始
4月	5月31日まで	7月31日まで	10月
6月	8月10日まで	10月20日まで (2月20日まで)	12月 (4月)
8月	10月10日まで	12月20日まで (2月20日まで)	2月 (4月)
10月	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月	4月10日まで	6月20日まで	8月

\* 4月抽出(年次処理)  
4月1日時点において、65歳以上の  
ものであって、年金額が18万円以  
上であるものすべてを抽出する。

\* 6月、8月、10月、12月、2月  
抽出(月次処理)  
前回抽出時点(2ヶ月前)から当月抽出  
基準日までの間において、資格取得等、  
年金の新規裁定があったものを抽出  
する。

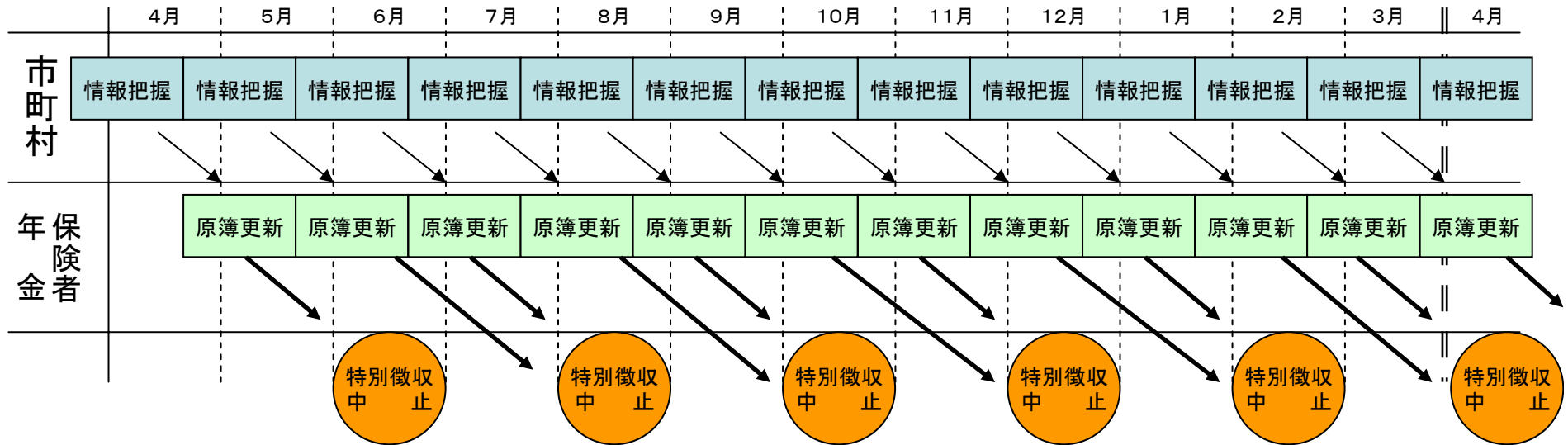
**※次ページ参照**

\* 6月、8月抽出者は、市町村の判断で特別徴収開始時期を選択する。(市町村単位)

## 年次処理、月次処理における介護・後期高齢・国保の抽出対象者

	4月(年次)	6月(月次)	8月(月次)	10月(月次)	12月(月次)	2月(月次)
<b>共通</b>	——	4月2日以降6月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	6月2日以降8月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	8月2日以降10月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	10月2日以降12月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、	12月2日以降翌年2月1日の間において、年金受給額の見込額が18万円以上であって、
<b>介護</b>	4月1日時点において65歳以上のものであって年金額が18万円以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの
<b>後期高齢</b>	4月1日時点において65歳以上のものであって年金額が18万円以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳又は75歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上のもの
<b>国保</b>	4月1日時点において65歳以上75歳未満のものであって年金額が18万円以上のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの	①既に年金の支払いを受けており、65歳に達した者 ②65歳到達後、年金の新規裁定を受けた者 ③住所変更を行った65歳以上75歳未満のもの

## 資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の 特別徴収スケジュール



市町村が通知を行う事由(介護保険法138条)＜後期高齢、国保においても同様の規定を設ける＞  
被保険者資格を喪失した場合その他厚生労働省令で定める場合

厚生労働省令で定める場合

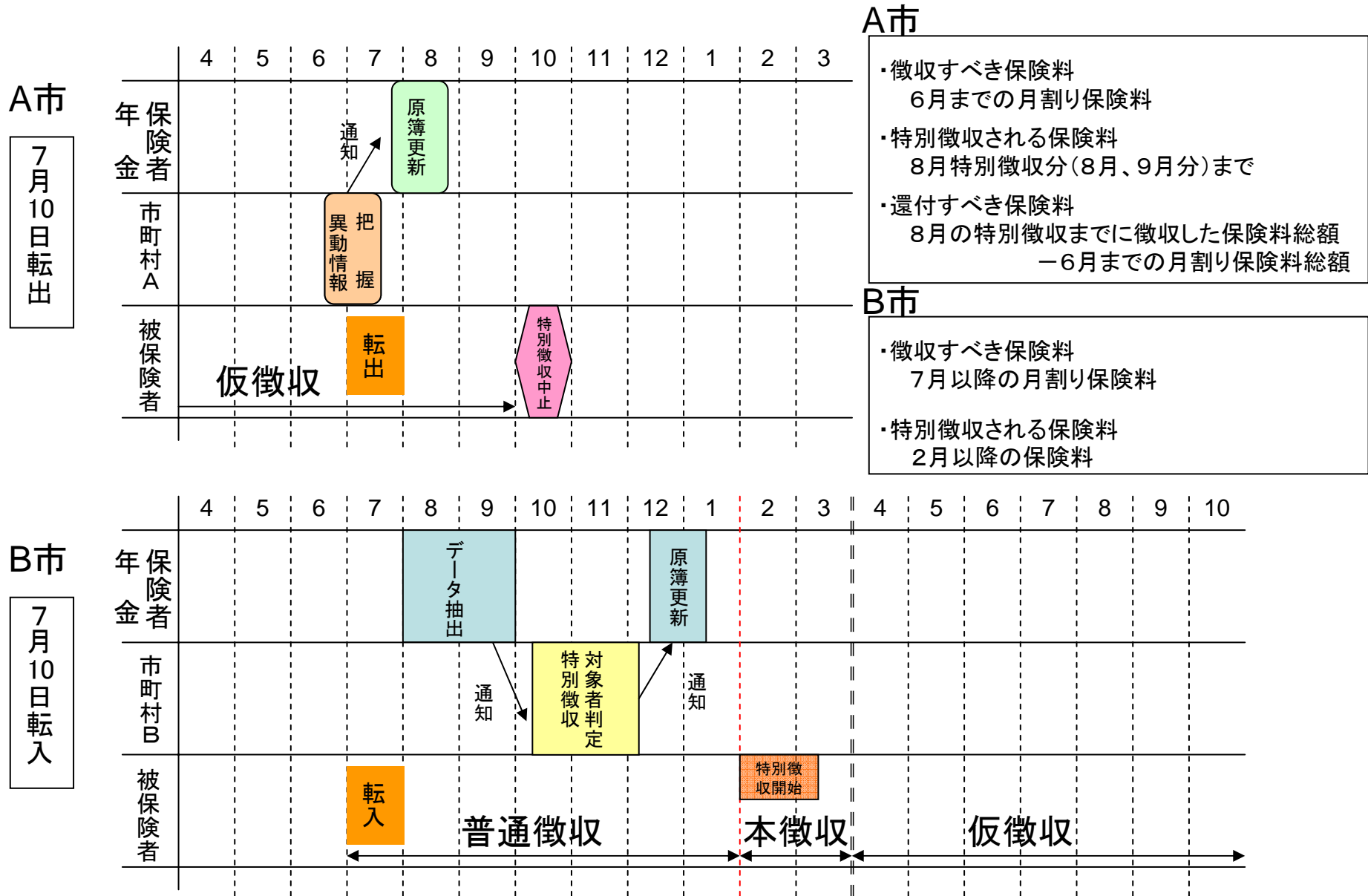
- ア) 特別徴収対象被保険者に係る保険料額が当該年度中に減額されたとき
- イ) 特別徴収対象被保険者に係る保険料額が当該年度中に増額された場合であって、市町村が既に特別徴収の方法により徴収された額の残額すべてについて普通徴収の方法により徴収することが適当と認めるとき。
- ウ) 災害その他特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないときと市町村が認めるとき。

※エ) 特別徴収対象被保険者が市町村の区域を越える異動をしたとき。(後期高齢)

※オ) 後期高齢(国保)の住所地特例対象者となり、介護保険の住所地特例対象者とならないとき(後期高齢・国保)

\* 上記事由に該当するものを、当月20日までに年金保険者へ通知する。なお、特別徴収の中止は、市町村より年金保険者に資格喪失等情報の通知が行われた翌々月以降最初の年金支払い日から適用となる。

## 資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の 特別徴収スケジュール(例1)

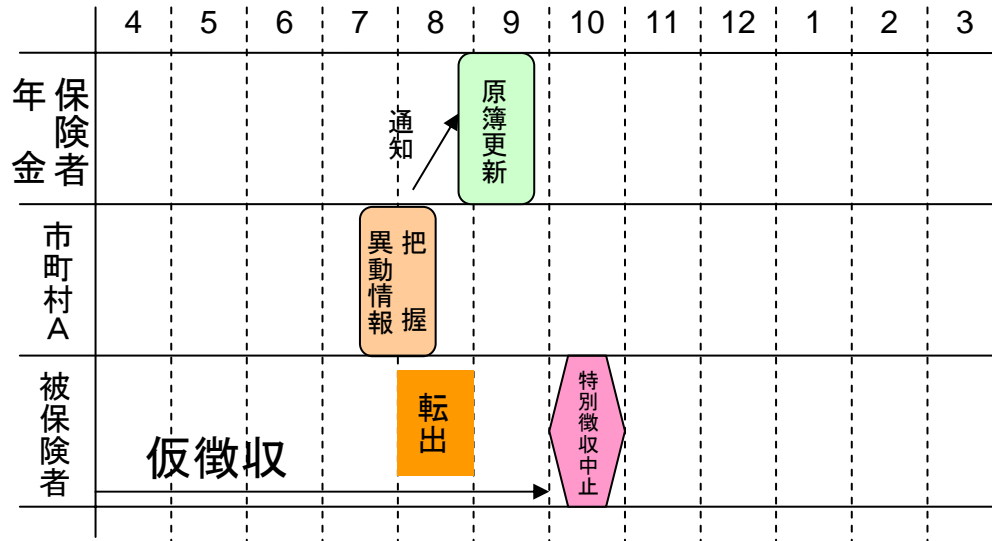




## 資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の 特別徴収スケジュール(例2)

A市

8月10日転出



A市

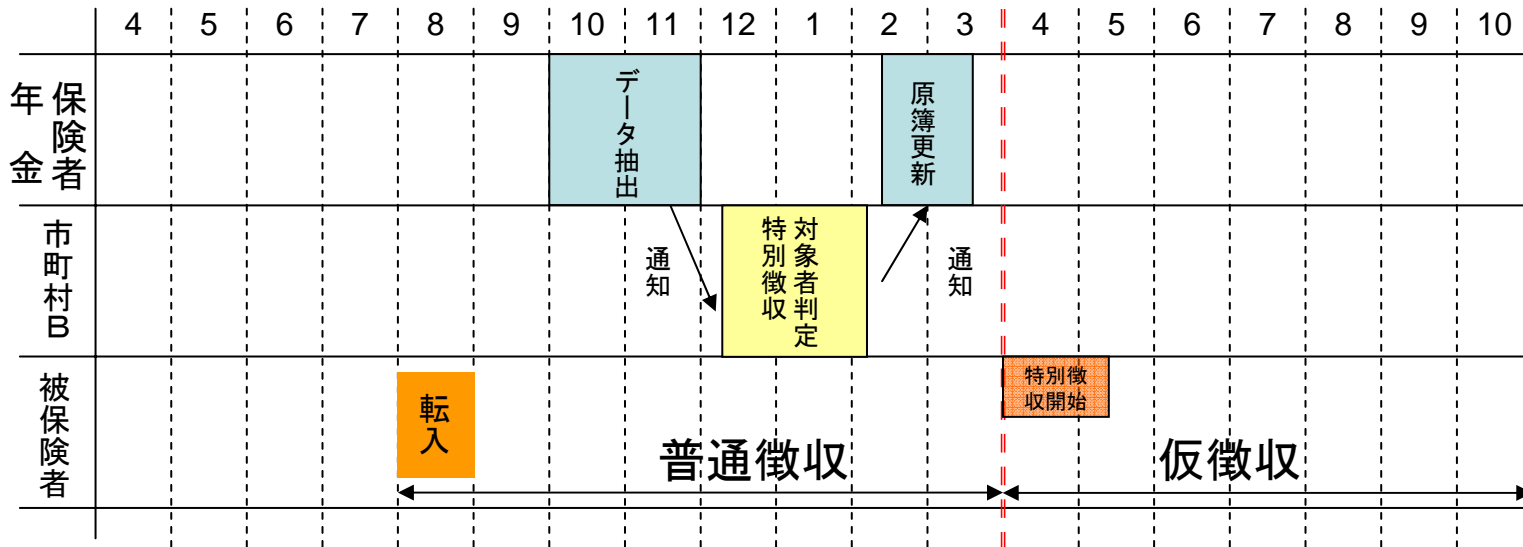
- ・徴収すべき保険料  
7月までの月割り保険料
- ・特別徴収される保険料  
8月特別徴収分(8月、9月分)まで
- ・還付すべき保険料  
8月の特別徴収までに徴収した保険料総額  
－7月までの月割り保険料総額

B市

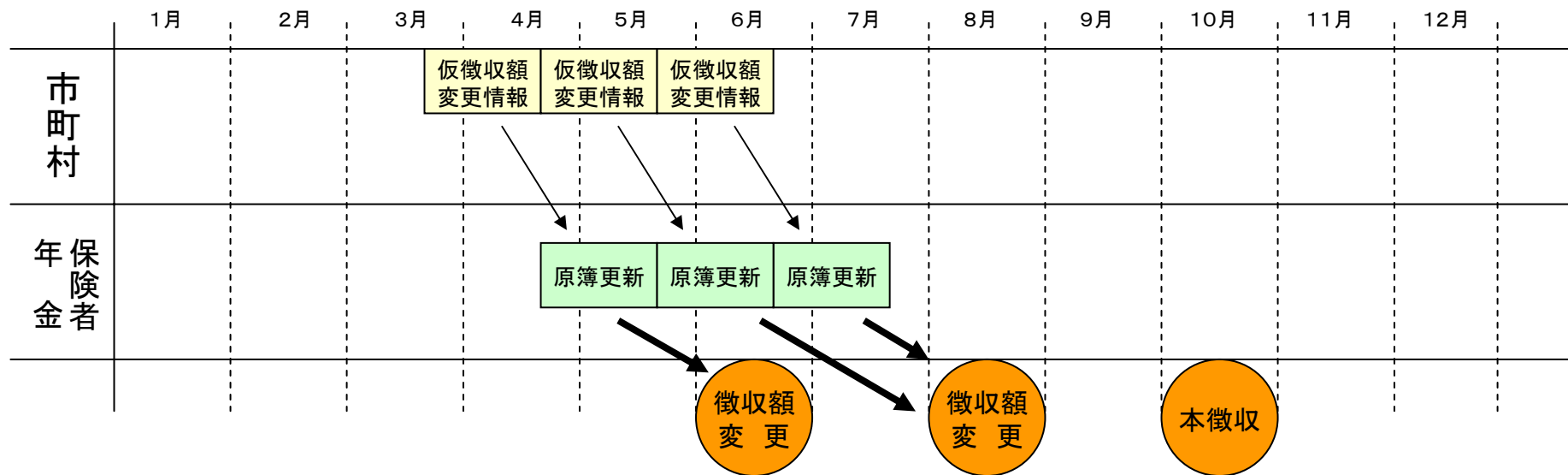
- ・徴収すべき保険料  
8月以降の月割り保険料
- ・特別徴収される保険料  
4月以降の保険料

B市

8月10日転入



## 仮徴収額変更に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収スケジュール



仮徴収額変更情報の通知	仮徴収額変更
4月20日まで	6月、8月徴収分
5月20日まで	8月徴収分
6月20日まで	8月徴収分

### 仮徴収額の変更

当該年度の6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額が適当でないと市町村(後期高齢者医療広域連合)が認めた場合、6月、8月の仮徴収額を変更することができる。

なお、仮徴収額変更時の1/2判定は行わないものとする。

※ 4月20日までの通知では、6月、8月徴収額を同額で変更することとなる。

### 仮徴収

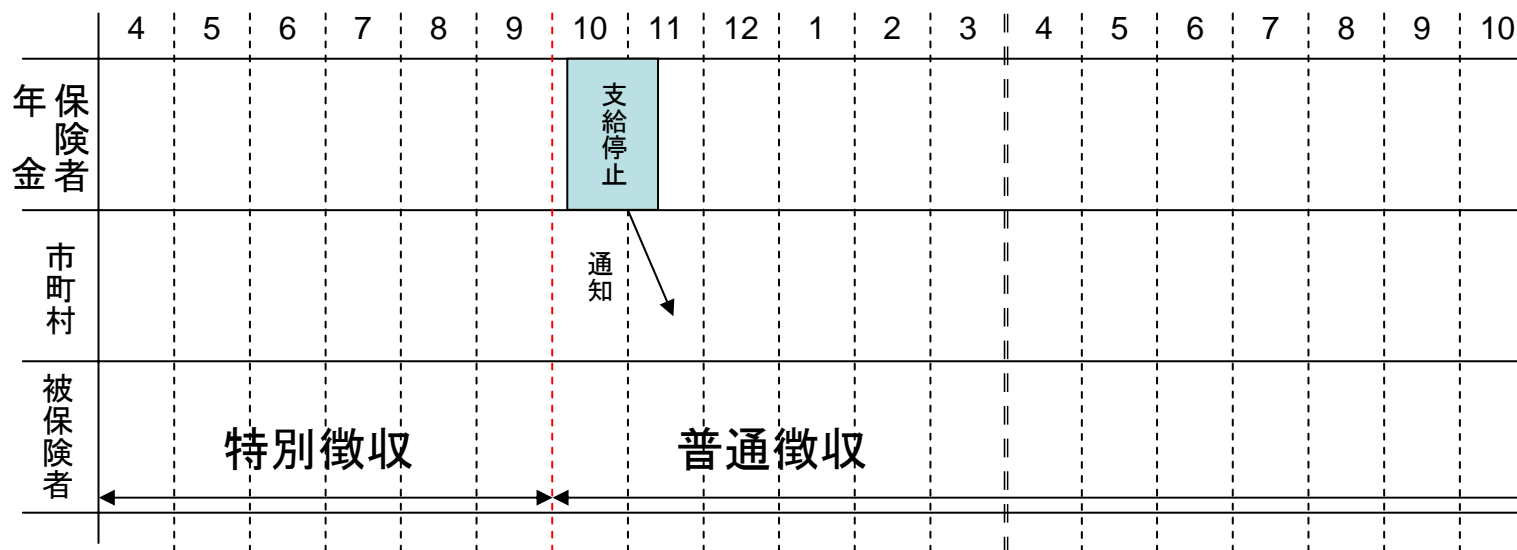
前年度の2月における特別徴収額を特別徴収の方法にて徴収するもの。ただし、前年度に特別徴収の方法によって保険料を徴収されていない場合は、前年度の保険料額を基礎として算定した額を仮徴収期間(当該年の4月から9月まで)における年金の支払い回数で除して得た額を徴収する。

### 本徴収

当該年度の保険料額から仮徴収額の合計を控除し、本徴収期間(当該年の10月から翌年3月まで)の間における年金の支払い回数で除した額を徴収する。

## 年金の支給停止等により支払回数割保険料額未満となった場合の 介護・後期高齢・国保の特別徴収スケジュール

例) 10月支払分より支給停止となったとき



年金保険者側で特別徴収を中止する場合（法第137条第5項 則第151条）＜後期高齢・国保も同様＞

- ・年金担保貸付の返済が開始されて、年金支払いがなくなった場合
- ・年金の定期支払額が、支払調整（併給調整による支給停止）、支給停止・差止（現況届の未提出等）等により、支払回数割保険料額未満となった場合

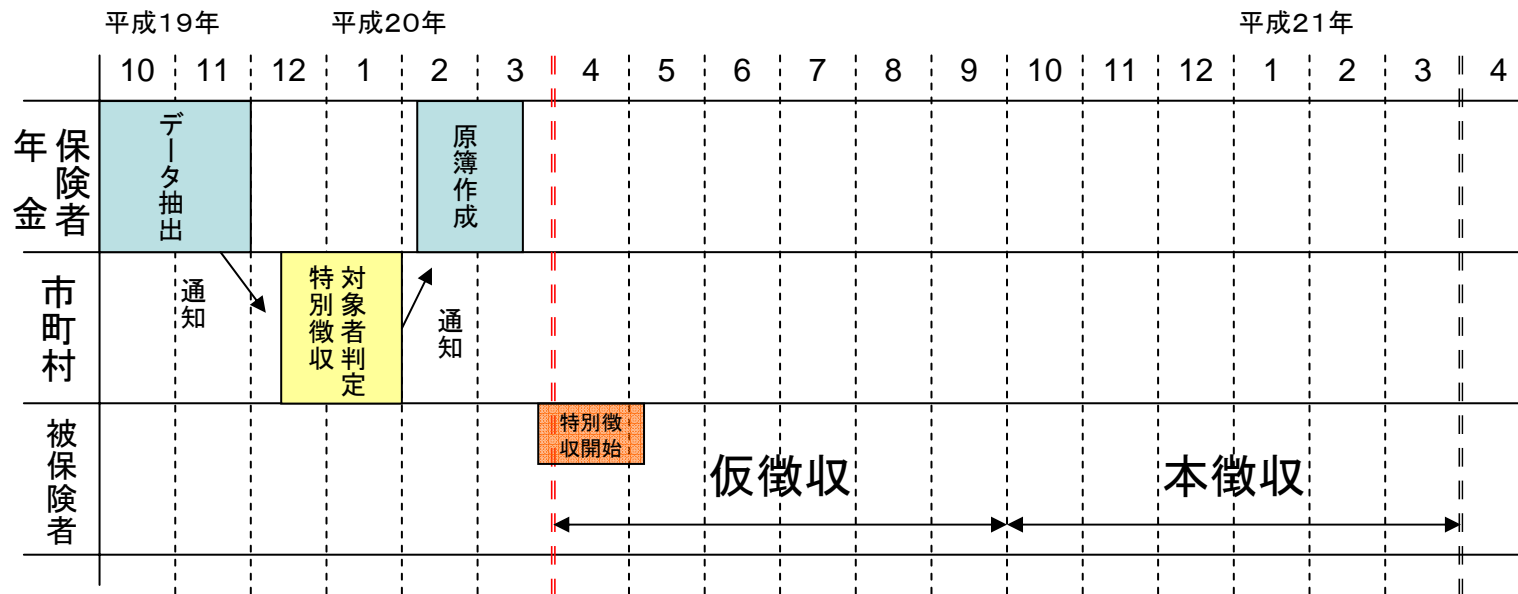
医療の規定（介護と国保（後期高齢）の支払回数割保険料の合算額未満となった場合）

年金保険者の特別徴収結果の通知は、法令上できる限り速やかに行うものとし、実務上は年金の各定期支払月の翌月の10日までに行うものとしている。（則第152条）

特別徴収対象年金が年度途中において減額となった場合、当該減額により支払回数割保険料額の合算額未満となったが介護保険料を徴収できるときは、医療のみ普通徴収となり、介護の支払回数割保険料額未満となるときは、医療及び介護を普通徴収とする。なお、支払回数割保険料額の合算額を徴収できる場合は、たとえ当該合算額が1/2を超えることとなった場合においても特別徴収は継続し、翌年度の4月における年次処理によって特別徴収対象者から除外され、10月より普通徴収となる。

### 3. 後期高齢・国保における特別徴収導入 に向けての準備スケジュール

## 平成20年4月より特別徴収される者の後期高齢・国保における 保険料徴収スケジュール



- \* 年金保険者での抽出対象者は、平成20年4月1日時点において65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）であって、平成19年10月時点において特別徴収の対象となる年金を受給している者（年額18万円以上）。
- \* 市町村において、後期高齢の75歳以上の被保険者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の被保険者、また、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く。）を特別徴収対象者と判定する。なお、介護保険料との合算額が特別徴収対象年金（見込額）の1/2を超える場合は、後期高齢又は国保の特別徴収の対象とせず普通徴収とする。
- \* H20. 4以降H20. 9月までは仮徴収となり、後期高齢においては前々年所得により計算した保険料、国保においては前年度の保険料を基に計算した保険料（介護は2月の支払回数割保険料額）を徴収する。なお、H20. 10以降H21. 3までは本徴収となり、年金1回の支払につき特別徴収される保険料は、前年所得により計算した当該年度の保険料総額から、当該年度の仮徴収総額を控除した後の保険料額を、当該年の10月から翌年3月までの間における年金の支払い回数で除して得た額である。

### 仮徴収

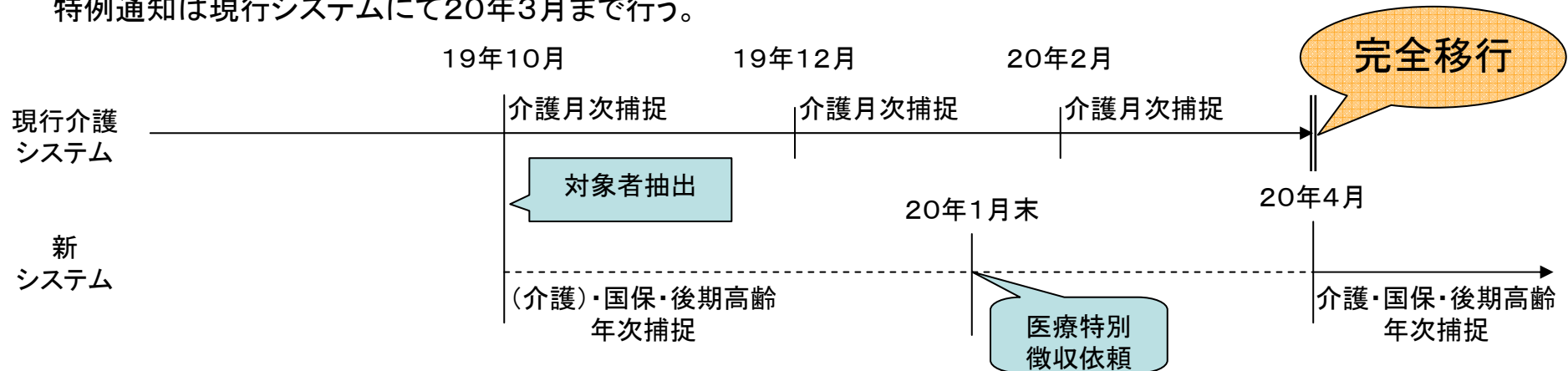
前年度の2月における特別徴収額を特別徴収の方法にて徴収するもの。ただし、前年度に特別徴収の方法によって保険料を徴収されていない場合は、前年度の保険料額を基礎として算定した額の仮徴収期間における年金の支払い回数で除して得た額を徴収する。

### 本徴収

当該年度の保険料額から仮徴収額の合計を控除し、本徴収期間における年金の支払い回数で除した額を徴収する。

## 現行介護特別徴収システムから新システムへの移行について

年金保険者は国保・後期高齢の二制度において、19年10月時点で20年4月1日対象者を抽出し、20年4月より特別徴収を開始する。(19年10月において、変則的な年次処理を二制度において行う。)なお、当該抽出時に、年金保険者の介護原簿にあるデータから介護の支払回数割保険料額をダミーレコードとして同一媒体に収録して送付する。一方、介護では通常の月次処理を19年10月、19年12月、20年2月において行う。資格喪失等・住所地特例通知は現行システムにて20年3月まで行う。



注1)国保・後期高齢に係る19年度中の特別徴収事務は、19年10月に係る変則的な年次処理の一連の事務に限って実施し、特別徴収依頼後(20年2月、3月)の資格喪失等対象者に係る資格喪失等通知については、20年4月の月次処理から行うこととなる。

注2)19年10月の国保及び後期高齢の特別徴収対象者情報の通知時期は、年金保険者から市町村へは12月10日まで、市町村から年金保険者へは20年1月31日までとする。そのため、介護の10月月次捕捉対象者情報の通知とは異なる時期に通知される。

### 介護ダミーレコードについて

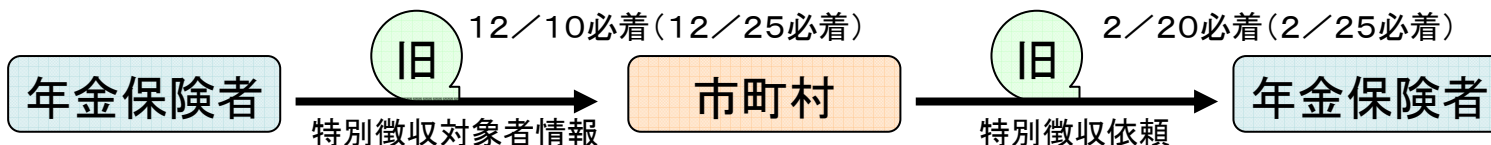
介護ダミーレコードには、19年10月の時点で年金保険者の介護原簿に反映されている者の情報が収録されている。1/2判定の関係から、原則、ダミーレコード収録対象者のみを国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とするが、6月、8月捕捉対象者であって、12月、翌年2月からの介護保険料の特別徴収開始となる者については、市町村の介護被保険者台帳にて既に依頼している介護支払回数割保険料額を確認し、1/2判定を行った上で、国保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者として年金保険者へ特別徴収依頼を行うことは可能とする。

なお、1/2判定のために利用した介護保険ダミーレコードについては、年金保険者へ通知(返却)する必要はない。(介護ダミーレコードに対して、介護の特別徴収依頼を行ってはならない。)

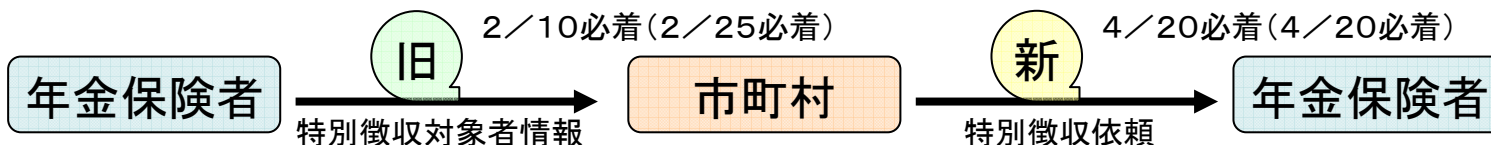
## 現行介護特別徴収システム移行時期の通知方法について

◎ 19年度に係る介護保険特別徴収情報の各種通知は、以下のような情報交換となる。(カッコ内地共済分)

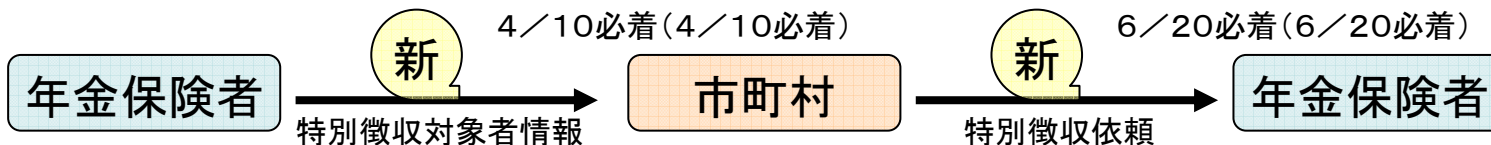
10月捕捉



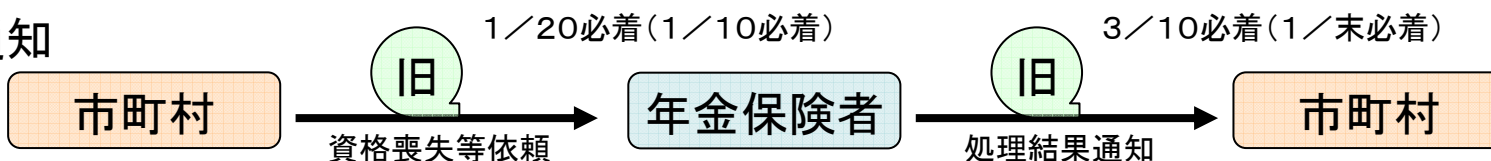
12月捕捉



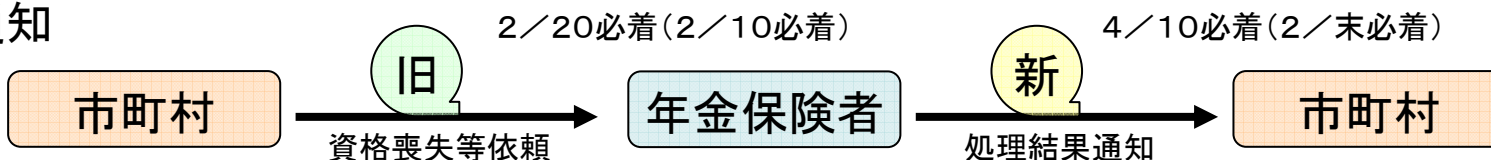
2月捕捉



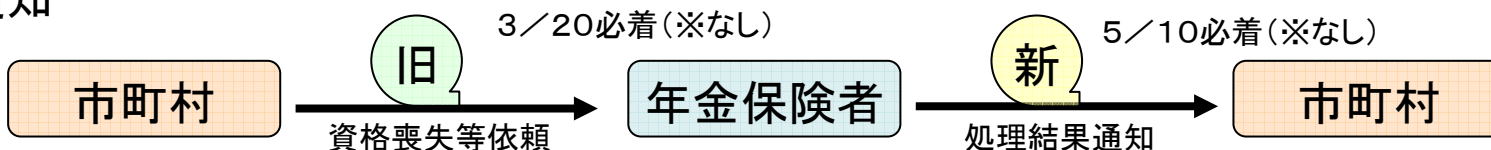
1月異動通知



2月異動通知



3月異動通知



**旧** … 現行フォーマット／社会保険事務所経由

**新** … 新フォーマット／中央会、連合会経由  
※地共済については、3月異動通知は受け付けない。

## 4-1. 市町村内における事務処理の流れ

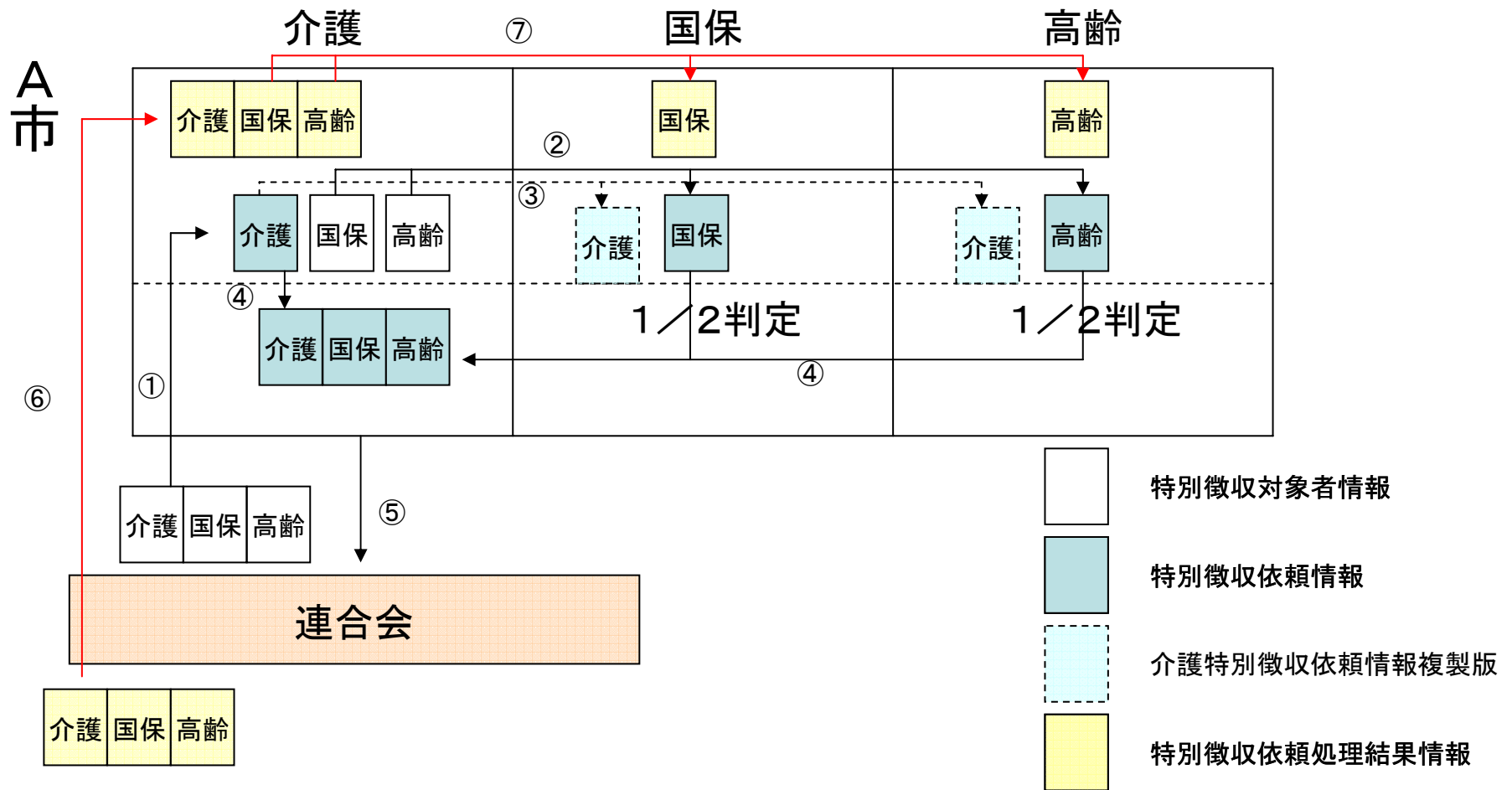
例1・・・後期高齢・国保担当部局は、介護特別徴収依頼情報等の複製により介護情報を得る。

例2・・・後期高齢・国保担当部局は、市町村の管理する介護台帳より介護情報を得る。

なお、国保連合会との窓口は、オンライン接続のされている介護担当部局を想定。



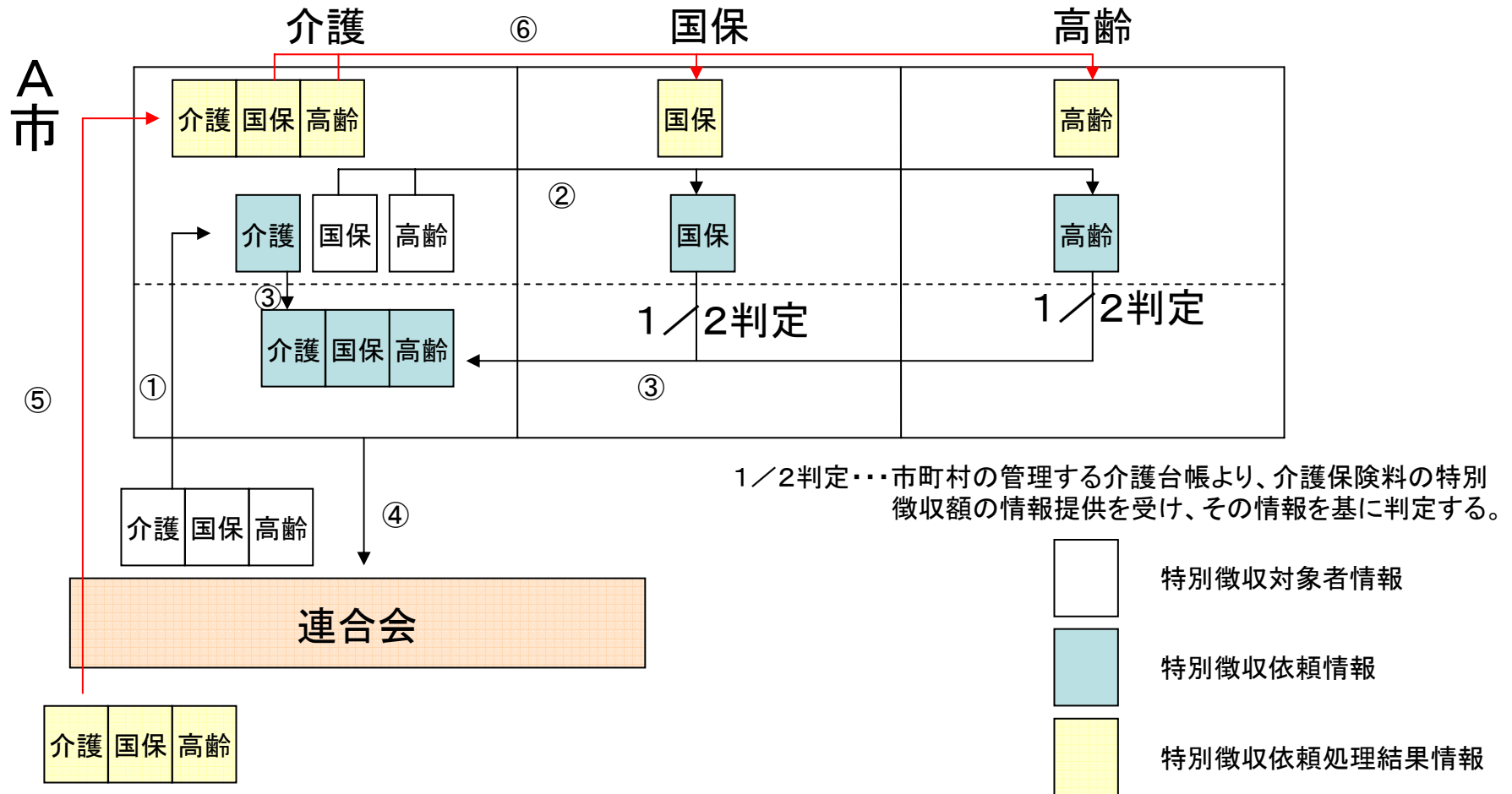
## 特別徴収依頼に係るデータの流れ(例1)



- ①連合会は年金保険者から通知された捕捉情報を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ②当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局において支払回数割保険料額等を入力する。
- ③介護部局は入力したファイルの複製を国保・高齢担当部局へ送付する。
- ④国保・高齢担当部局は介護複製ファイルと突合して1/2判定を行い※1、1/2を超えるものについては普通徴収対象者として介護担当部局へ送付する。
- ⑤介護担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ⑥連合会は年金保険者から通知された当該依頼に係る処理結果通知を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ⑦当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局においてデータを反映させる。

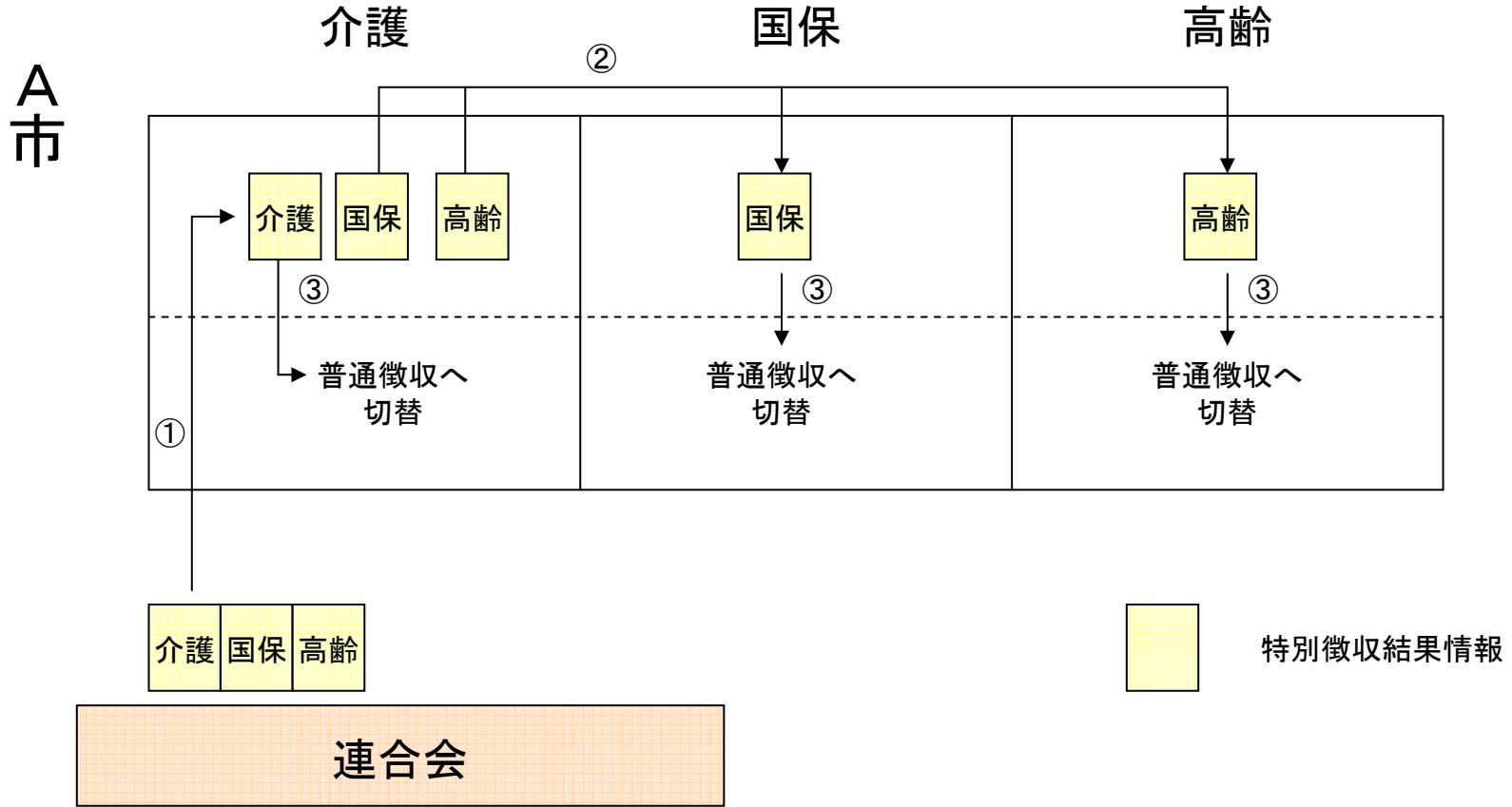
※後期高齢の75歳到達月次捕捉対象者については、介護部局より当該被保険者の介護保険料情報を入手して1/2判定を行う。

## 特別徴収依頼に係るデータの流れ(例2)



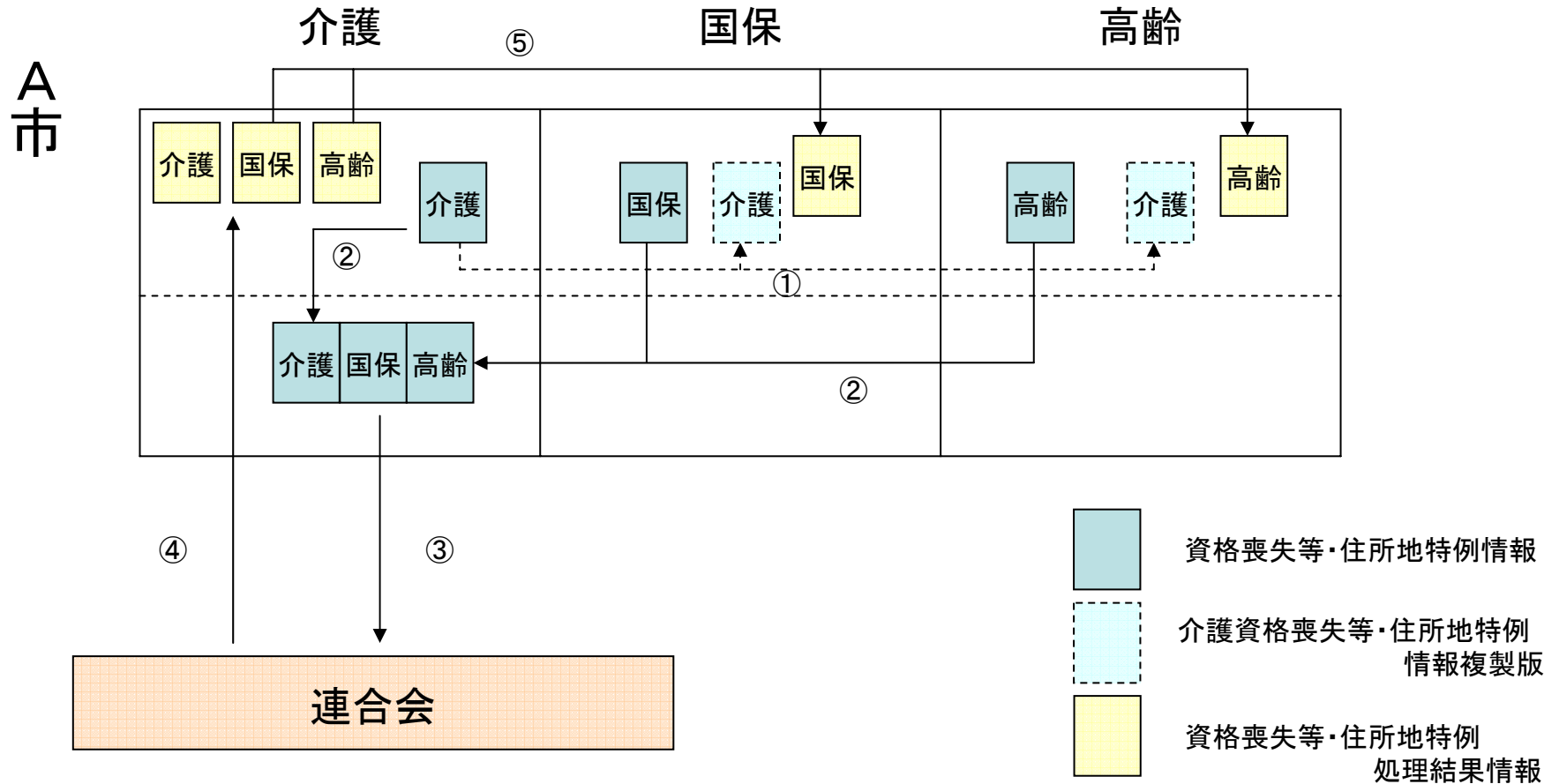
- ① 連合会は年金保険者から通知された捕捉情報を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ② 当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局において1/2判定を行った上で支払回数割保険料額等を入力する。
- ③ 各担当部局にて入力したファイルを、介護保険部局にて取りまとめる。
- ④ 介護担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ⑤ 連合会は年金保険者から通知された当該依頼に係る処理結果通知を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ⑥ 当該介護保険部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付し、各担当部局においてデータを反映させる。

# 特別徴収処理結果に係るデータの流れ(例)



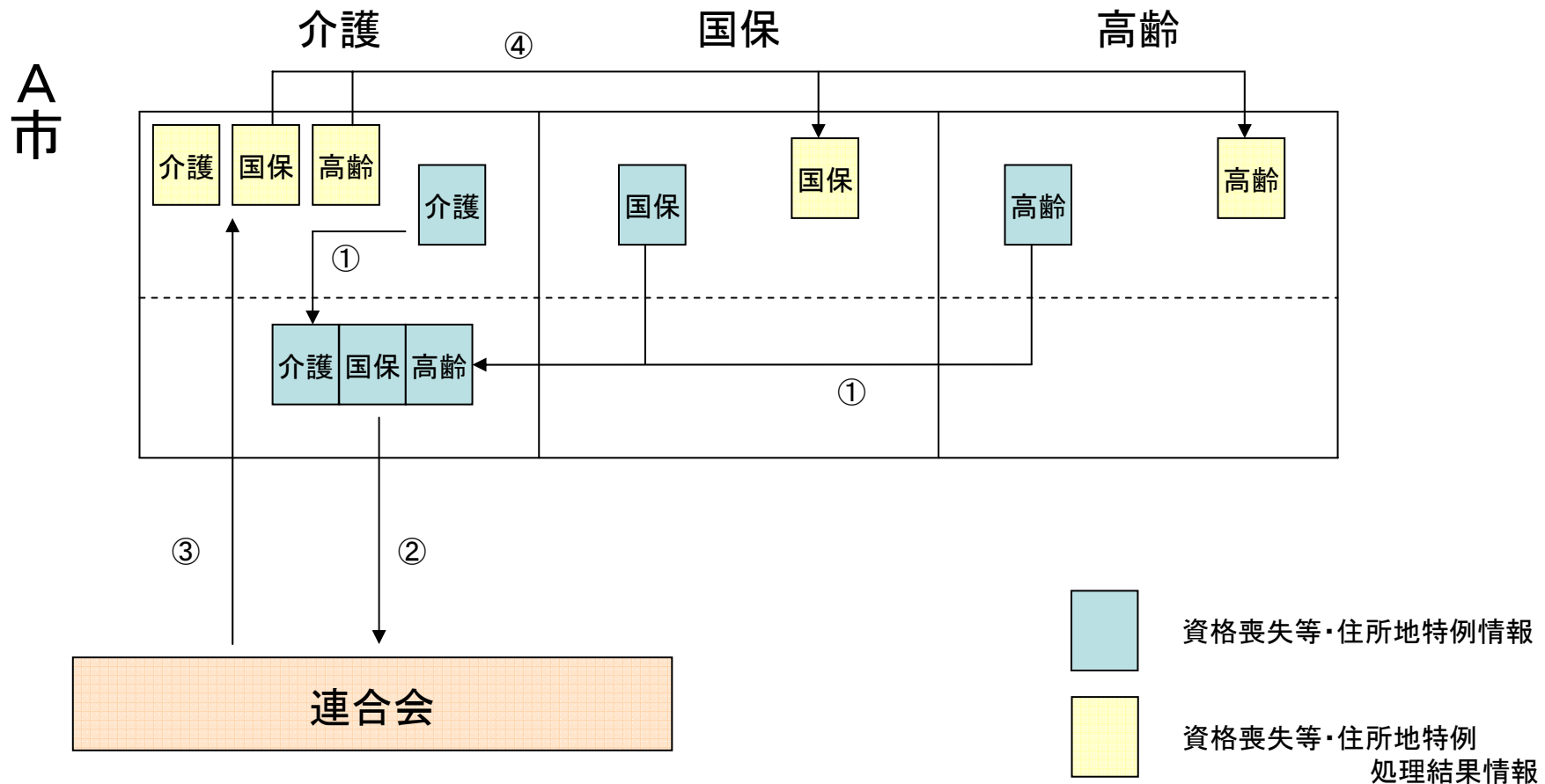
- ①連合会は年金保険者から通知された特別徴収処理結果を、A市の介護保険部局へ送付する。
- ②当該介護部局は、国保・高齢ファイルを各担当部局へ送付する。
- ③各担当部局は、当該情報を反映させ、特別徴収ができなかった旨の通知該当者の中から、普通徴収へと切り替える必要のあるものについては普通徴収対象者として登録する。

## 資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例1)



- ①介護担当部局は資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力し、複製版を国保・高齢担当部局に送付する。
- ②国保担当部局、高齢担当部局はそれぞれ資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力し、介護担当部局へまとめる。その際、国保、高齢担当部局においては、介護複製ファイルと突合し、介護の資格喪失等対象者に該当する者は、国保・高齢の資格喪失等対象者とする。
- ③まとめたファイルを連合会へ送付する。
- ④連合会は年金保険者から通知された介護・国保・高齢異動情報・住所地特例情報の処理結果通知を、介護担当部局へ送付する。
- ⑤介護担当部局は国保・高齢の処理結果通知を各担当部局へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

## 資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例2)



- ①介護担当部局は資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力する。国保担当部局、高齢担当部局はそれぞれ資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力し、介護担当部局へまとめる。  
その際、国保、高齢担当部局においては、介護台帳情報と突合し、介護の資格喪失等対象者に該当する者は、国保・高齢の資格喪失等対象者とする。(＊1)
- ②まとめたファイルを連合会へ送付する。
- ③連合会は年金保険者から通知された介護・国保・高齢異動情報・住所地特例情報の処理結果通知を、介護担当部局へ送付する。
- ④介護担当部局は国保・高齢の処理結果通知を各担当部局へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

＊ 国保・高齢担当部局は介護台帳情報の情報提供を受けて判断する。

## 資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例)参考資料

### 1, 介護保険において特別徴収中止事由に該当する場合

介護において特別徴収中止事由に該当し、介護の資格喪失等通知を年金保険者へ通知する場合に、

- ①国保又は後期高齢も特別徴収中止事由に該当する場合は、国保又は後期高齢も資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。(例:資格喪失)
- ②国保又は後期高齢は特別徴収中止事由に該当しない場合は、介護のみ資格喪失等通知を年金保険者へ通知し、国保又は後期高齢は通知せず、に翌年度の仮徴収まで特別徴収を継続することは可能である。(例:介護保険料のみ減額)

### 2, 介護保険において住所地特例対象者となる場合

介護において住所地特例対象者となり、住所地特例通知を年金保険者へ通知する場合に、

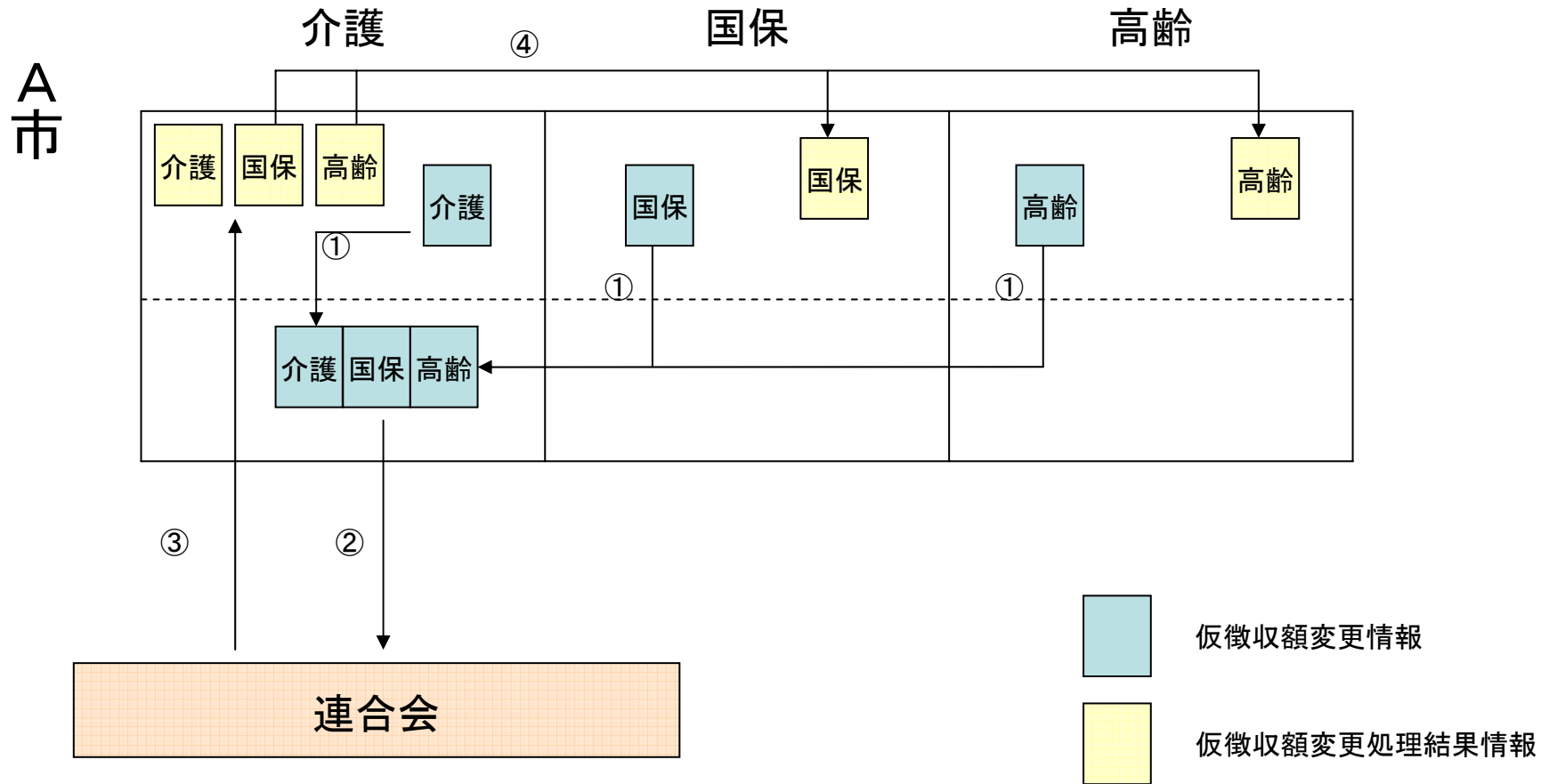
- ① 国保又は後期高齢も住所地特例対象者となる場合は、国保又は後期高齢も住所地特例通知を年金保険者へ通知する。(例:介護保険施設への入所)
- ② 後期高齢は同一広域連合の区域内の市町村異動となる場合は、後期高齢保険料の特別徴収を中止する事由に該当し、資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。

### 3, 介護保険において市町村からの通知事由が生じない場合

介護において市町村からの通知事由が生じない場合であって、国保又は後期高齢において特別徴収中止事由に該当する場合は、介護は年金保険者に対して通知は行わず、国保又は後期高齢は資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。(例:生活保護認定を受けた場合)

※生活保護認定者は、介護の被保険者となるが、国保又は後期高齢の被保険者とはならない(適用除外)。

# 仮徴収額変更に係るデータの流れ(例)



- ① 介護担当部局、国保担当部局、高齡担当部局はそれぞれ仮徴収額変更に係る者をデータ入力し、介護担当部局へまとめる。
- ② 介護担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ③ 連合会は年金保険者から通知された介護・国保・高齡仮徴収額変更の処理結果通知を、介護担当部局へ送付する。
- ④ 介護担当部局は国保・高齡の処理結果通知を各担当部局へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

## 4-2. 介護広域連合と市町村の 事務処理の流れ

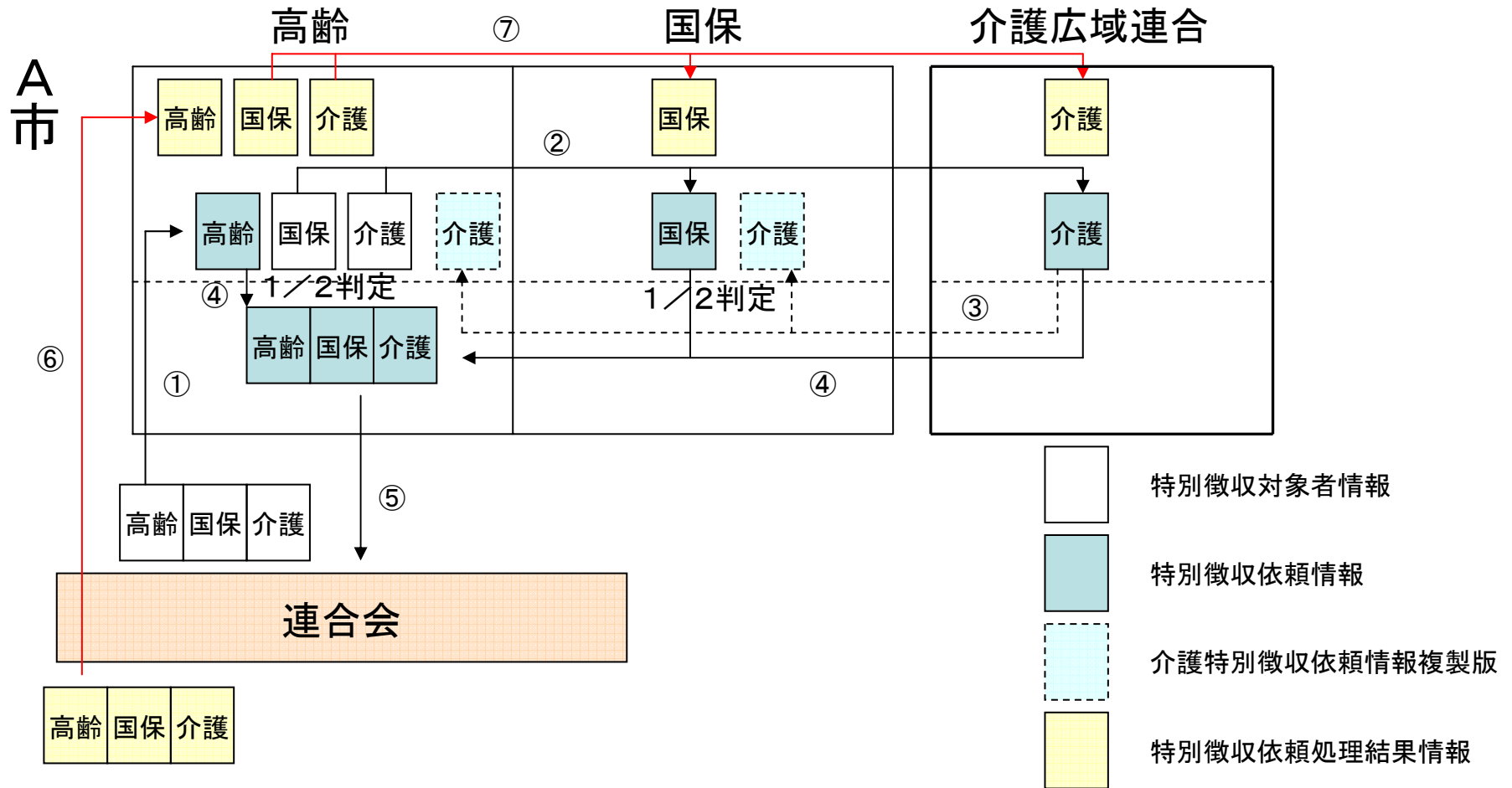
例1・・・後期高齢・国保担当部局は、介護特別徴収依頼情報等の複製により介護情報を得る。

例2・・・後期高齢・国保担当部局は、介護広域連合の管理する介護台帳より介護情報を得る。

なお国保連合会との窓口は、例として高齢者担当部局を想定しているもの。



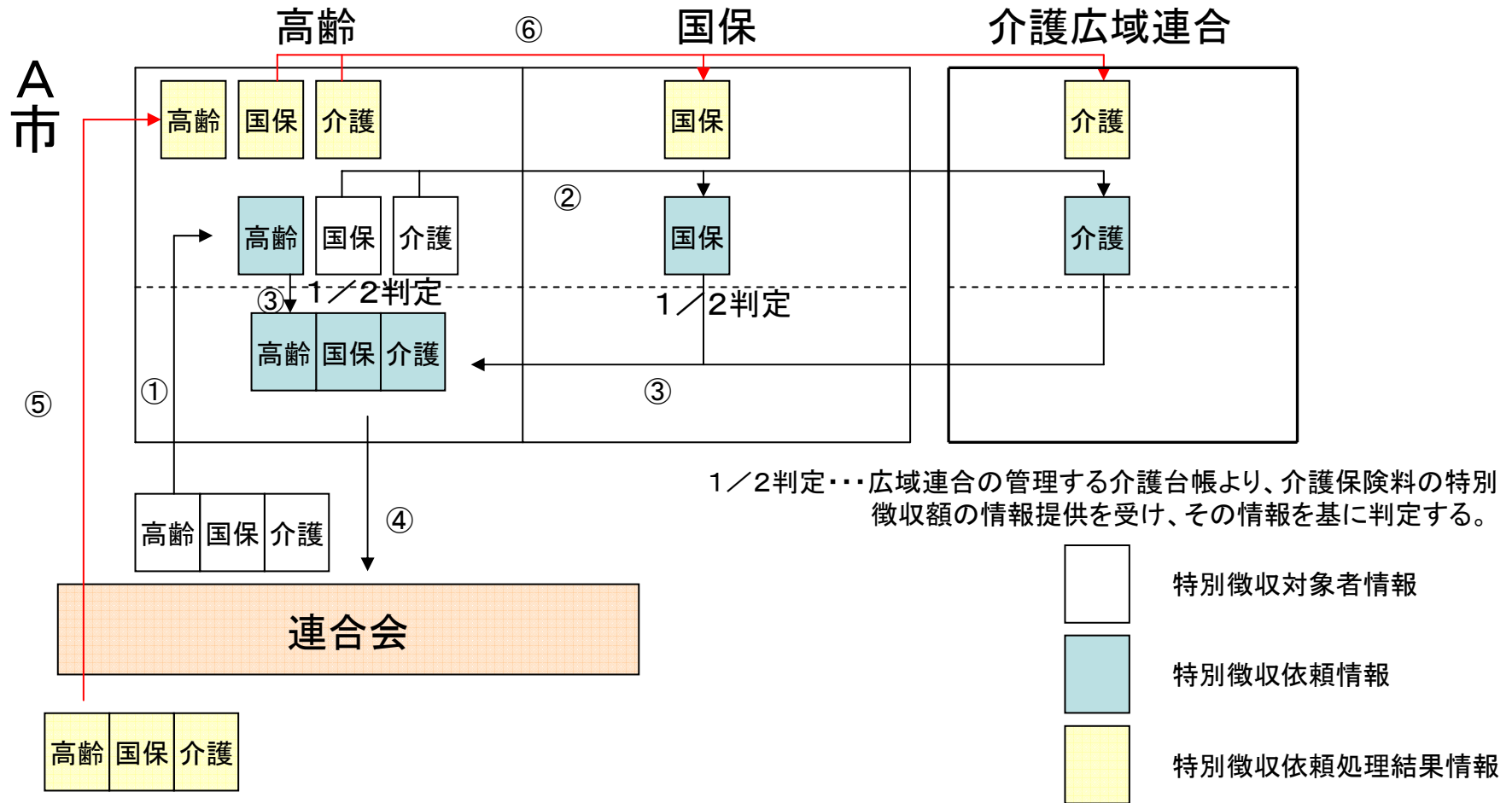
## 特別徴収依頼に係るデータの流れ(例1) 介護広域連合



- ① 連合会は年金保険者から通知された捕捉情報を、A市の高齡担当部局へ送付する。
- ② 当該高齡担当部局は、国保ファイルを担当部局へ送付、介護ファイルを広域連合へ送付し、各担当部局において支払回数割保険料額等を入力する。
- ③ 介護広域連合は入力したファイルの複製を高齡・国保担当部署へ送付する。
- ④ 高齡・国保担当部局においては介護複製ファイルと突合し1/2判定を行い※1、入力したファイルを、高齡担当部局にて取りまとめる。
- ⑤ 高齡担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ⑥ 連合会は年金保険者から通知された当該依頼に係る処理結果通知を、A市の高齡担当部局へ送付する。
- ⑦ 当該高齡担当部局は、国保ファイルを担当部局へ、介護ファイルを広域連合へ送付し、各担当部局においてデータを反映させる。

※1) 後期高齡の75歳到達月次捕捉対象者については、介護広域連合より当該被保険者の介護保険料情報を入手して1/2判定を行う。32

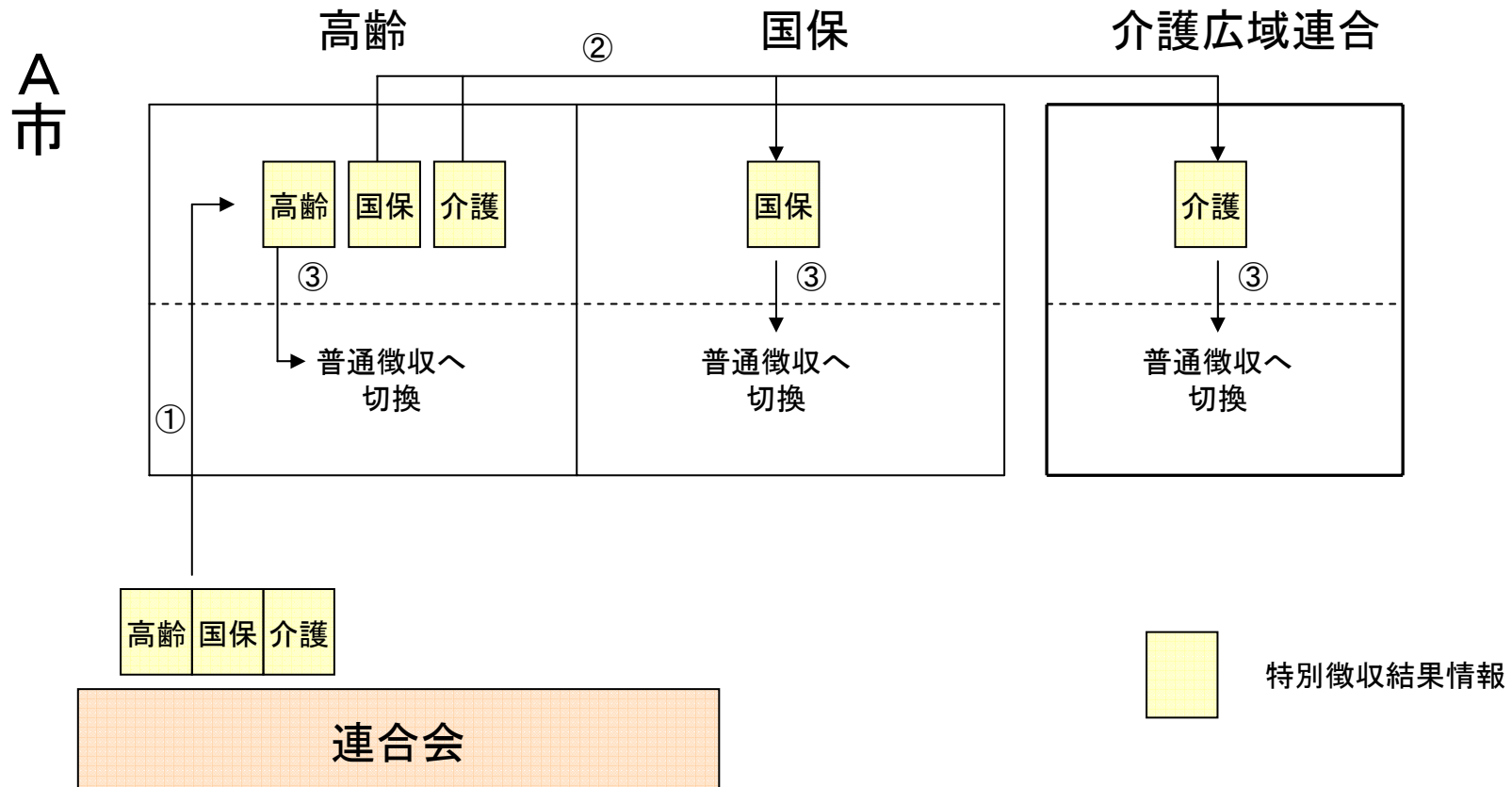
## 特別徴収依頼に係るデータの流れ(例2) 介護広域連合



1/2判定・・・広域連合の管理する介護台帳より、介護保険料の特別徴収額の情報提供を受け、その情報を基に判定する。

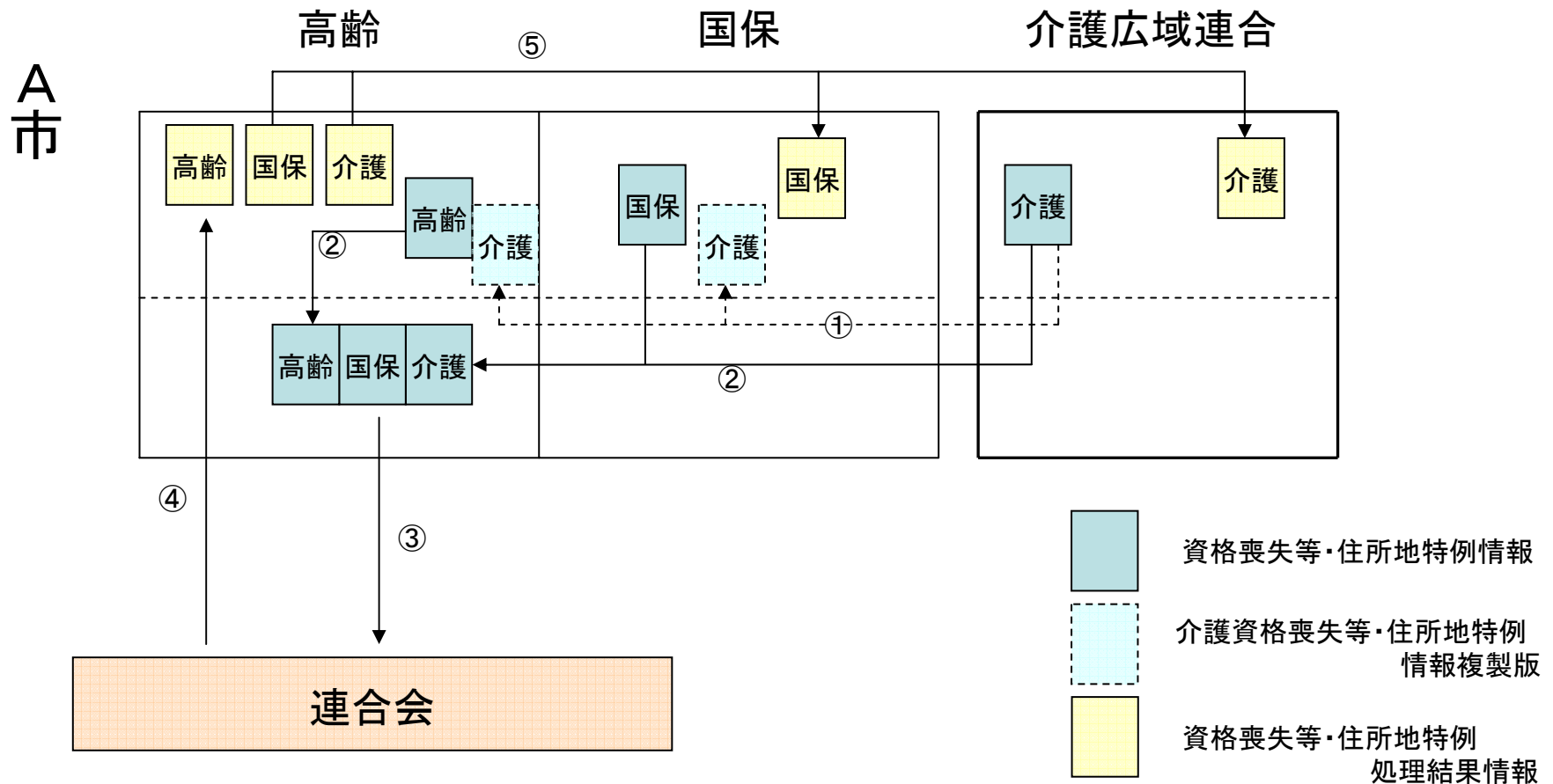
- ① 連合会は年金保険者から通知された捕捉情報を、A市の高齡担当部局へ送付する。
- ② 当該高齡担当部局は、国保ファイルを担当部局へ、介護ファイルを広域連合へ送付し、介護担当部局においては支払回数割保険料額を入力、高齡・国保担当部局においては1/2判定を行った上でファイルを高齡担当部局へ送付する。
- ③ 各担当部局にて入力したファイルを、高齡担当部局にて取りまとめる。
- ④ 高齡担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ⑤ 連合会は年金保険者から通知された当該依頼に係る処理結果通知を、A市の高齡担当部局へ送付する。
- ⑥ 当該高齡担当部局は、国保ファイルを担当部局へ、介護ファイルを広域連合へ送付し、各担当部局においてデータを反映させる。

## 特別徴収処理結果に係るデータの流れ(例) 介護広域連合



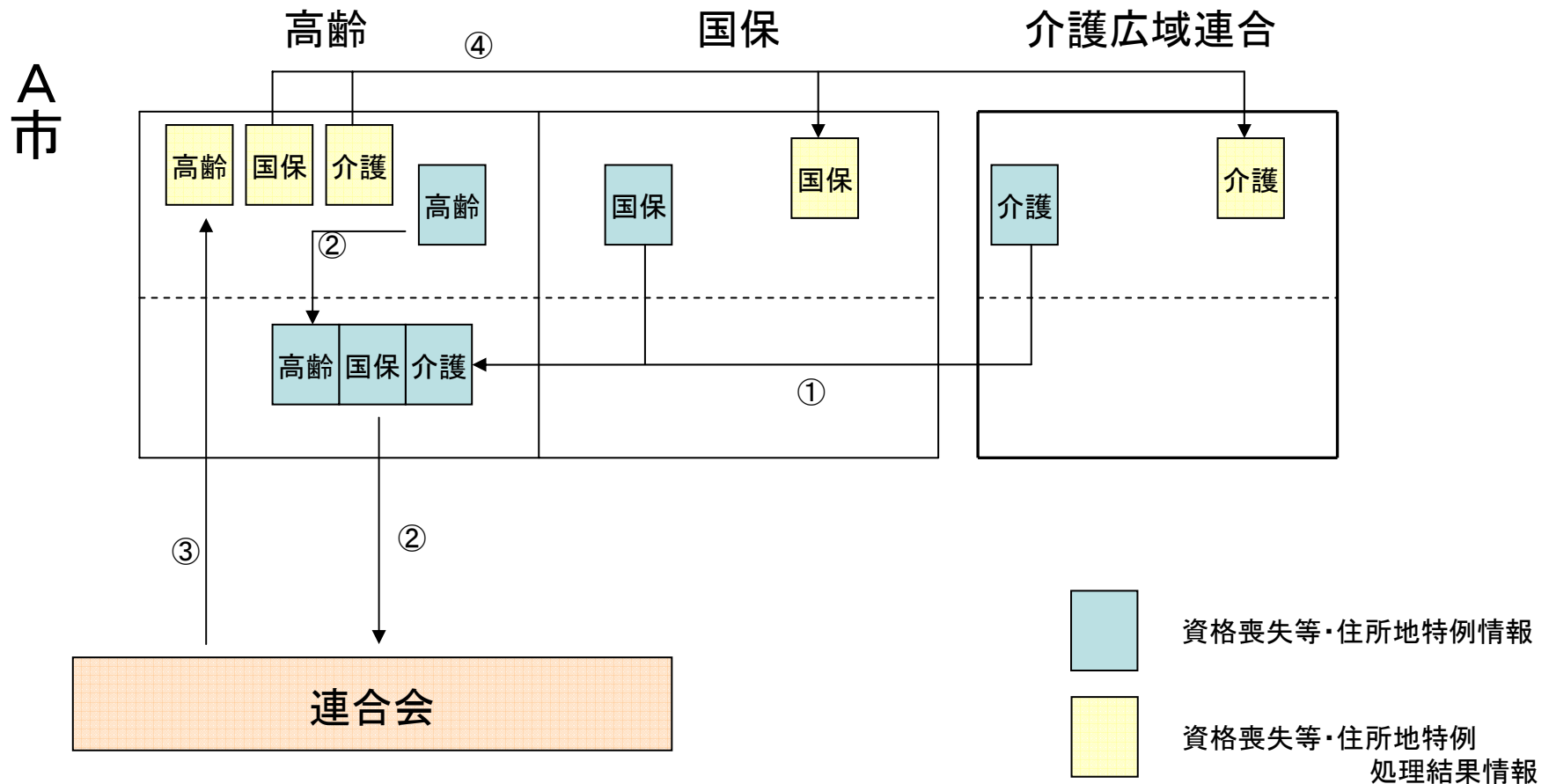
- ①連合会は年金保険者から通知された特別徴収処理結果を、A市の高齡担当部局へ送付する。
- ②当該高齡担当部局は、国保ファイルを担当部局へ、介護ファイルを介護広域連合へ送付する。
- ③各担当部局は、当該情報を反映させ、特別徴収ができなかった旨の通知該当者の中から、普通徴収へと切り替える必要のあるものについては普通徴収対象者として登録する。

# 資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例1) 介護広域連合



- ① 高齢担当部局、国保担当部局、介護担当部局はそれぞれ資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力し、高齢、国保担当部局においては、介護複製ファイルと突合し、介護の資格喪失等に該当する者については、高齢・国保の資格喪失等として高齢担当部局へ送付する。
- ② 高齢担当部局は、まとめたファイルを連合会へ送付する。
- ③ 連合会は年金保険者から通知された介護・国保・高齢異動情報・住所地特例情報の処理結果通知を、高齢担当部局へ送付する。
- ④ 高齢担当部局は国保の処理結果通知を担当部局へ、介護の処理結果通知を介護広域連合へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

## 資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例2) 介護広域連合



- ① 高齢担当部局、国保担当部局、介護担当部局はそれぞれ資格喪失等・住所地特例対象に該当する者をデータ入力する。その際、高齢、国保担当部局においては、介護台帳情報と突合し、介護の資格喪失等に該当する者については、高齢・国保の資格喪失等として高齢担当部局へ送付する。（＊１）
- ② 高齢担当部局は、まとめたファイルを連合会へ送付する。
- ③ 連合会は年金保険者から通知された介護・国保・高齢異動情報・住所地特例情報の処理結果通知を、高齢担当部局へ送付する。
- ④ 高齢担当部局は国保の処理結果通知を担当部局へ、介護の処理結果通知を介護広域連合へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

（＊１）国保・高齢担当部局は介護台帳情報の情報提供を受けて判断する。

## 資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ(例)参考資料

### 1, 介護保険において特別徴収中止事由に該当する場合

介護において特別徴収中止事由に該当し、介護の資格喪失等通知を年金保険者へ通知する場合に、

- ①国保又は後期高齢も特別徴収中止事由に該当する場合は、国保又は後期高齢も資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。(例:資格喪失)
- ②国保又は後期高齢は特別徴収中止事由に該当しない場合は、介護のみ資格喪失等通知を年金保険者へ通知し、国保又は後期高齢は通知せず、~~に~~翌年度の仮徴収まで特別徴収を継続することは可能である。(例:介護保険料のみ減額)

### 2, 介護保険において住所地特例対象者となる場合

介護において住所地特例対象者となり、住所地特例通知を年金保険者へ通知する場合に、

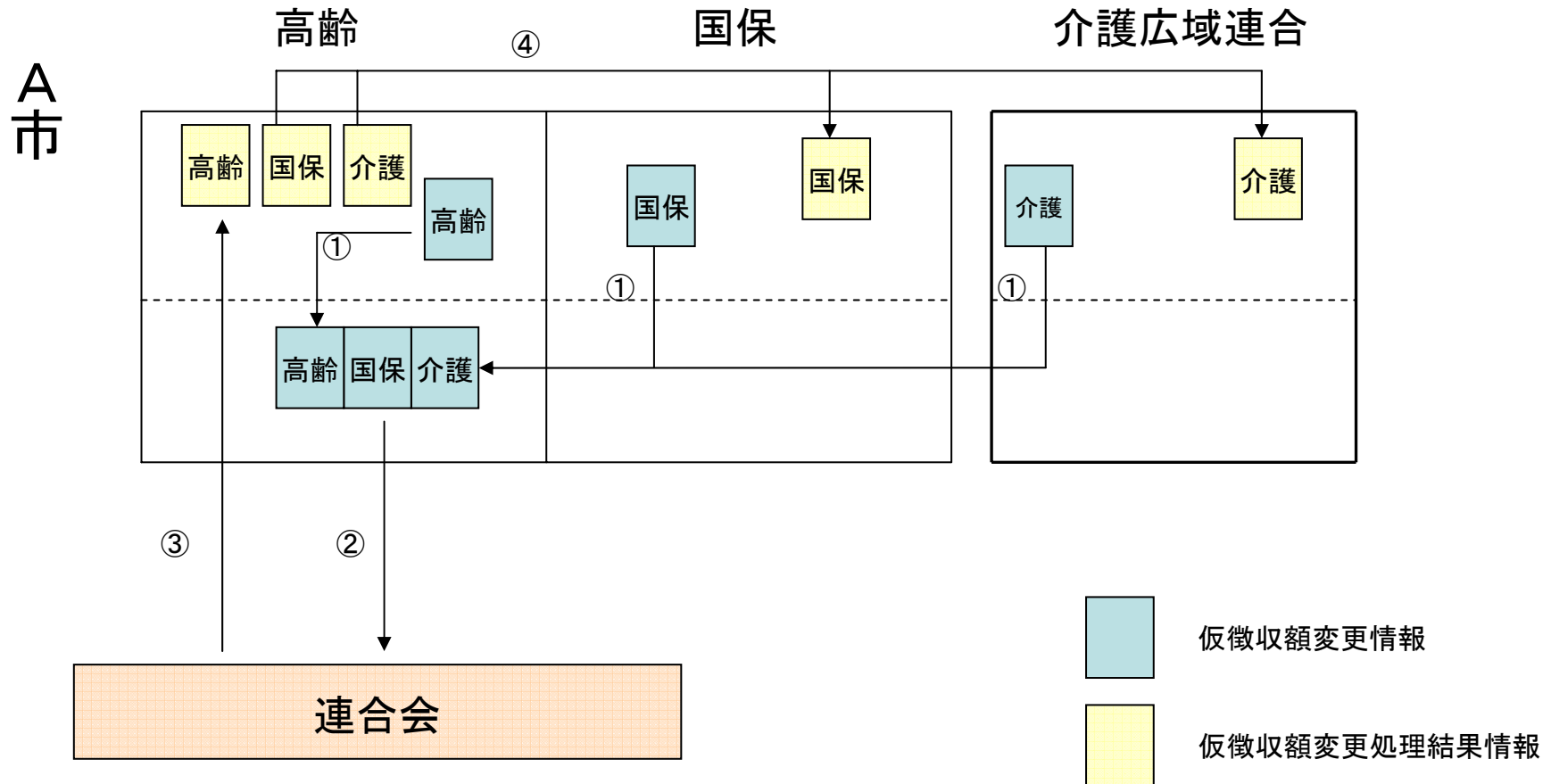
- ①国保又は後期高齢も住所地特例対象者となる場合は、国保又は後期高齢も住所地特例通知を年金保険者へ通知する。(例:介護保険施設への入所)
- ②後期高齢は同一広域連合の区域内の市町村異動となる場合は、後期高齢保険料の特別徴収を中止する事由に該当し、資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。

### 3, 介護保険において市町村からの通知事由が生じない場合

介護において市町村からの通知事由が生じない場合であって、国保又は後期高齢において特別徴収中止事由に該当する場合は、介護は年金保険者に対して通知は行わず、国保又は後期高齢は資格喪失等通知を年金保険者へ通知する。(例:生活保護認定を受けた場合)

※生活保護認定者は、介護の被保険者となるが、国保又は後期高齢の被保険者とはならない(適用除外)。

## 仮徴収額変更に係るデータの流れ(例) 介護広域連合



- ① 高齡担当部局、国保担当部局、介護担当部局はそれぞれ仮徴収額変更に係るデータをデータ入力し、高齡担当部局へまとめる。
- ② 高齡担当部局は、当該ファイルを連合会へまとめて送付する。
- ③ 連合会は年金保険者から通知された高齡・国保・介護仮徴収額変更の処理結果通知を、高齡担当部局へ送付する。
- ④ 高齡担当部局は国保の処理結果通知を担当部局へ、介護の処理結果通知を介護広域連合へ送付し、各担当部局にてデータを反映させる。

## 5. 国保の特別徴収における留意事項



## 国民健康保険における特別徴収対象者について

### ○ 国民健康保険における特別徴収対象者

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)で、下記の①、②をともに満たす者を特別徴収の対象とする。

- ①年額18万以上の年金(担保に供していないものに限る)を受給していること
- ②国保保険料(税)と介護保険料との合算額が年金額の1/2を超えていないこと

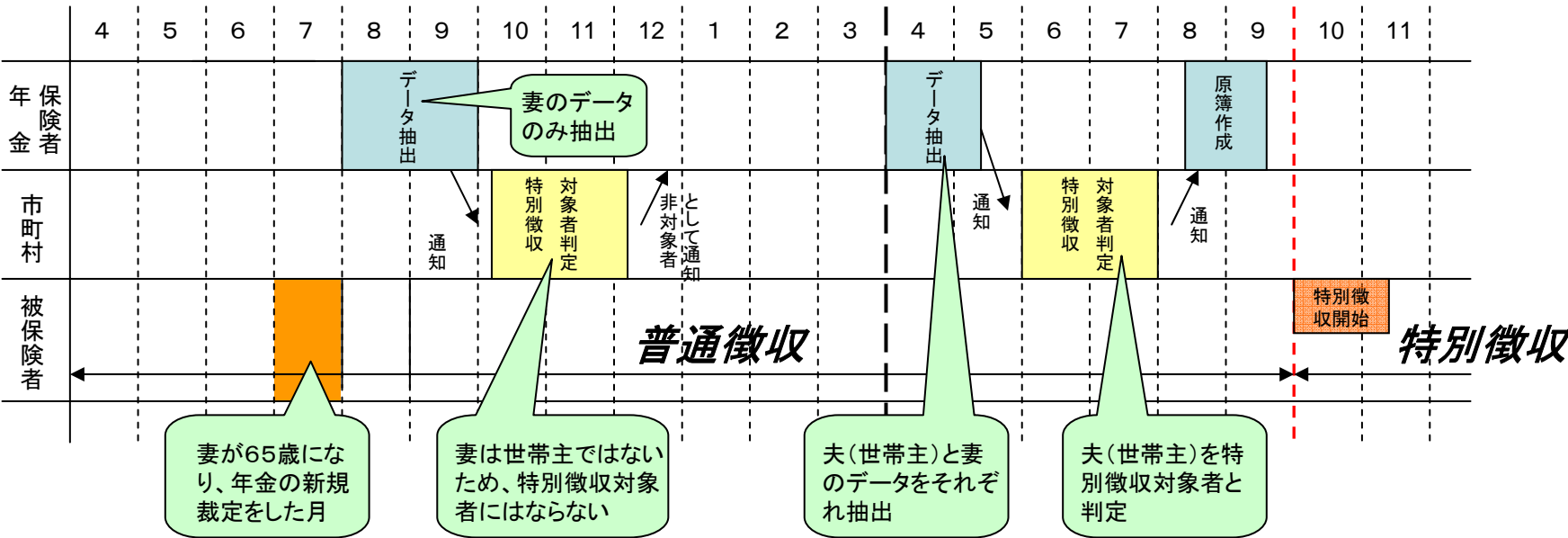
#### ○特別徴収・普通徴収の判定例

例1	世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳の場合	→ <b>特別徴収</b>
例2	世帯主(国保)72歳、妻(国保)63歳の場合	→ 普通徴収
例3	世帯主(後期高齢、擬制世帯主)78歳、妻(国保)68歳の場合	→ 普通徴収
例4	世帯主(社保、擬制世帯主)72歳、妻(国保)、68歳の場合	→ 普通徴収
例5	世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳の場合	→ 普通徴収
例6	世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社保)40歳の場合	→ <b>特別徴収</b>

# 年度途中で国保の特別徴収対象世帯となった場合の特別徴収スケジュール(例1)

**【例1】**

夫(世帯主)70歳、妻64歳の世帯で、年度途中で妻が65歳に到達し年金の新規裁定を行った場合



年度途中で世帯主以外の被保険者が65歳に到達し、年金の新規裁定を行った場合、年金保険者においては6月捕捉時に当該被保険者のデータを抽出し、市町村へ通知することになる。しかし、世帯主のデータは4月の年次捕捉ですでに抽出しているため、6月抽出時には再度の捕捉はされず、年金保険者から通知はされない。

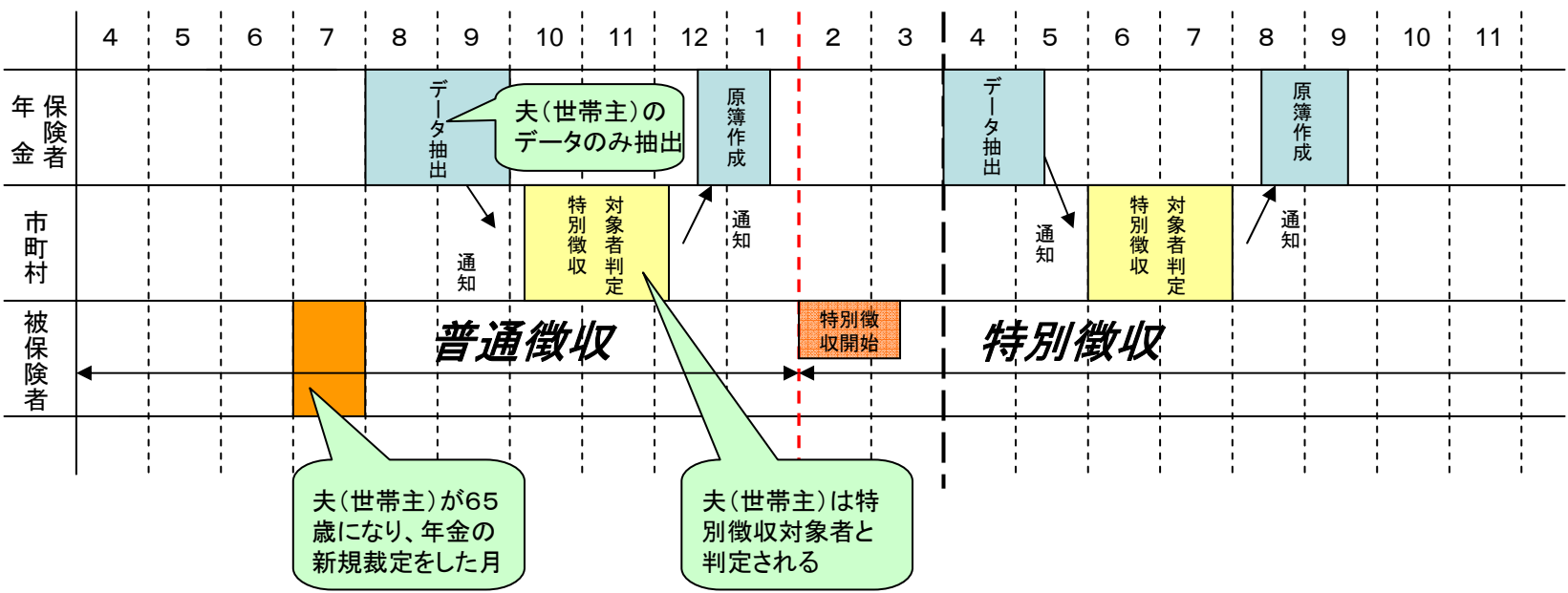
市町村では、年金保険者からの通知をもとに特別徴収対象者となるべき国保世帯主を抽出、判定することになるため、世帯主以外の被保険者については、特別徴収対象者と判定されないことになる。

その結果、年度途中では特別徴収処理ができないため、翌年度4月の年次捕捉時に抽出される世帯主データによって、特別徴収対象者判定が行われることになる。

## 年度途中で国保の特別徴収対象世帯となった場合の特別徴収スケジュール(例2)

**【例 2】**

夫(世帯主)64歳、妻70歳の世帯で、年度途中で夫(世帯主)が65歳に到達し年金の新規裁定を行った場合



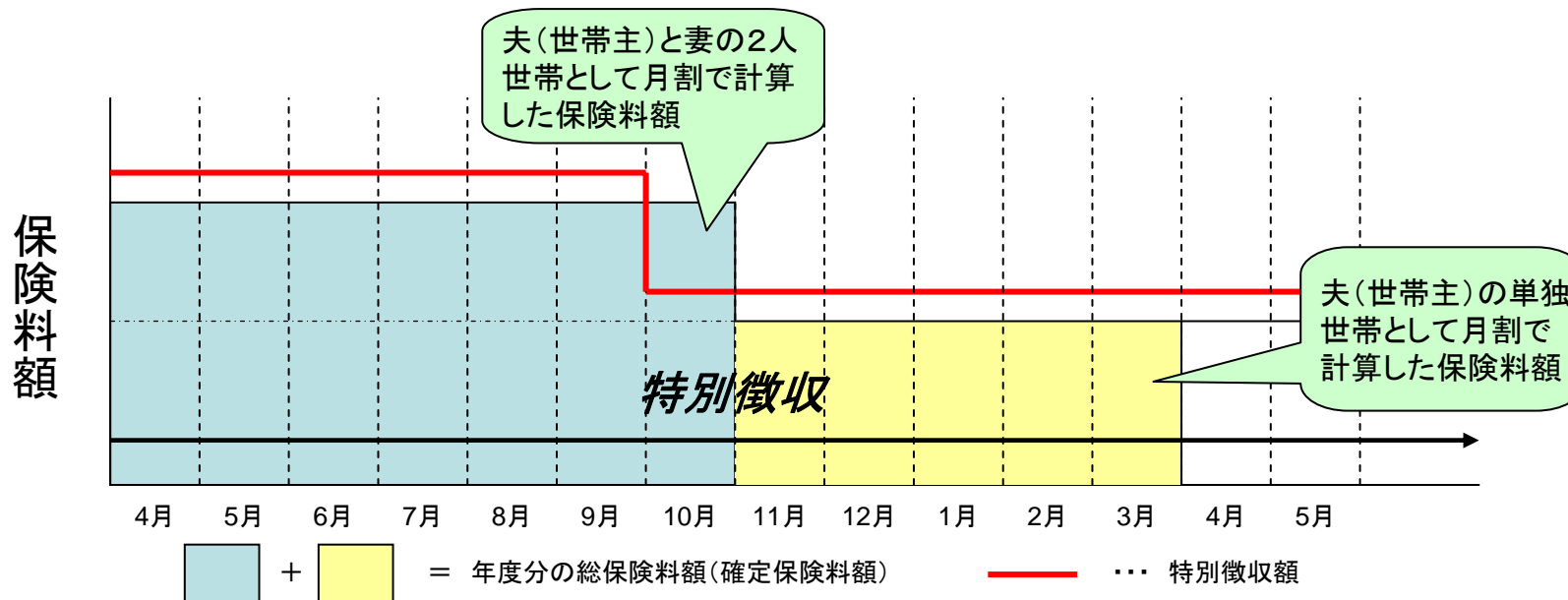
年度途中で世帯主が65歳に到達し、年金の新規裁定を行った場合、年金保険者においては6月捕捉時に当該世帯主のデータを抽出し、市町村へ通知することになる。(世帯主以外の被保険者(上記例では妻)のデータは4月の年次捕捉ですでに抽出しているため、6月抽出時には再度の捕捉はされず、年金保険者から通知はされない。)

市町村では、年金保険者からの通知をもとに特別徴収対象者となるべき国保世帯主を抽出、判定し、その結果、特別徴収対象者と判定されれば、年度途中からでも特別徴収が開始されることになる。

## 年度途中で世帯内の国保被保険者が75歳に到達する場合の 国保の特別徴収額の算定について(例1)

### 【例1】

夫(世帯主)70歳、妻74歳の世帯で、年度途中(11月10日)に妻が75歳に到達する場合



○世帯主以外の国保被保険者が年度途中で75歳に到達する場合は、年次の対象者判定及び保険料算定をする際に、あらかじめ75歳到達前後でのそれぞれの保険料額を月割りで計算の上、当該年度分の確定保険料額を算出し、仮徴収額を控除した上で、本徴収額の決定を行うものとする。

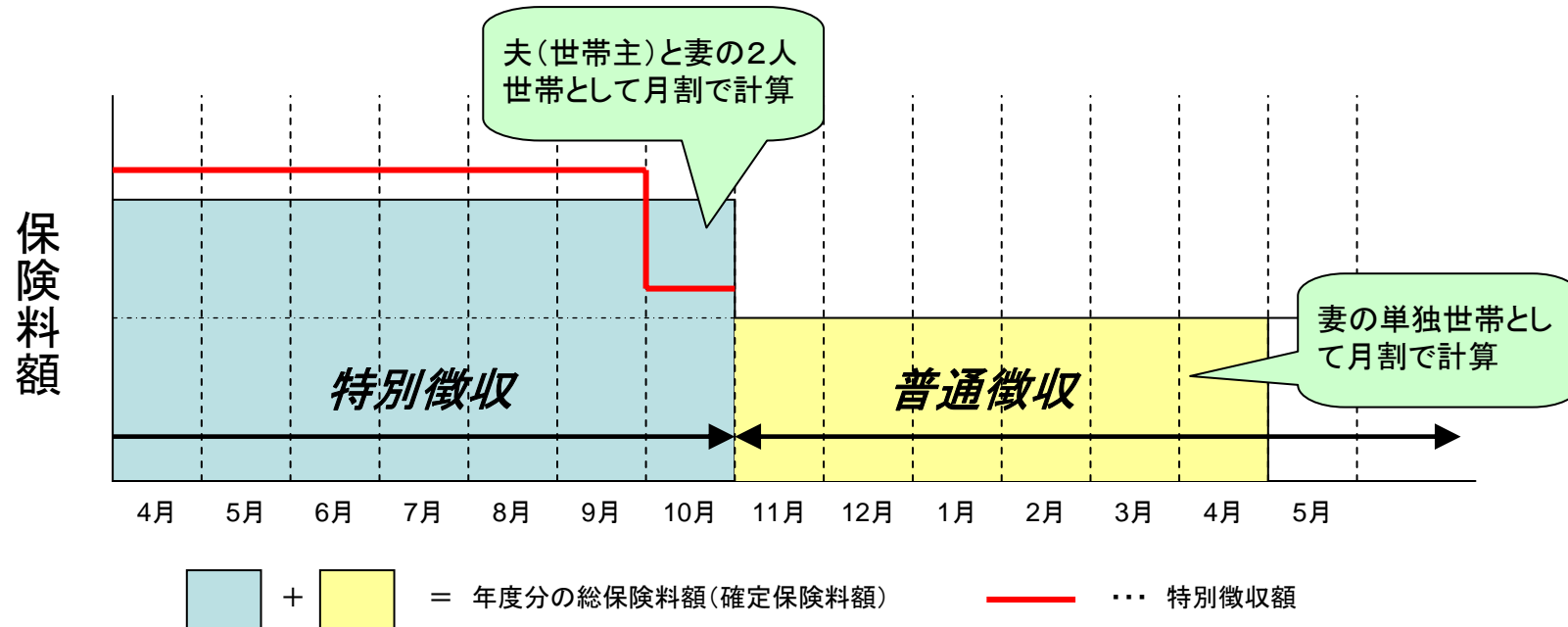
確定保険料額 = (2人世帯としての保険料額 + 単身世帯としての保険料額)

本徴収額 = (確定保険料額 - 仮徴収額) ÷ (10月～翌年3月までの年金支払回数)

## 年度途中で世帯内の国保被保険者が75歳に到達する場合の 国保の特別徴収額の算定について(例2)

### 【例2】

夫(世帯主)74歳、妻70歳の世帯で、年度途中(11月10日)に夫(世帯主)が75歳に到達する場合



○世帯主が年度途中で75歳に到達する場合は、特別徴収を中止し、以後は夫を擬制世帯主とした普通徴収となる。

## 平成20年10月からの特別徴収開始とする市町村の取扱い

国民健康保険において、保険料の特別徴収開始時期は平成20年4月を原則とするが、システム改修に時間を要することにより当該時期からの特別徴収開始とすることが困難である市町村については、平成20年10月からの特別徴収開始とすることができる。

平成20年10月からの特別徴収開始とする場合であっても、平成19年10月の特別徴収対象者情報は年金保険者から送付されることとなる。当該特別徴収対象者情報については、全対象者を普通徴収とする場合であっても、必須項目を設定した上で、年金保険者に通知する必要がある。(下記項目)そのため、市町村では当該必須項目を設定できるよう準備をすることとなる。

### 市町村での設定必須項目

#### ヘッダーレコード

- ・通知内容コード…「01」を設定
- ・作成年月日 …作成日付を設定

#### データレコード

- ・通知内容コード…「01」を設定
- ・作成年月日 …作成日付を設定
- ・各種区分 …「03」を設定
- ・各種年月日 …作成日付を設定

#### トレイラレコード

- ・通知内容コード…「01」を設定
- ・作成年月日 …作成日付を設定

### 事務スケジュール (年…年金保険者 市…市町村)

#### 平成19年

- 10月 特別徴収対象者抽出(年)
- 11月 特別徴収対象者情報送付(年→市)

#### 平成20年

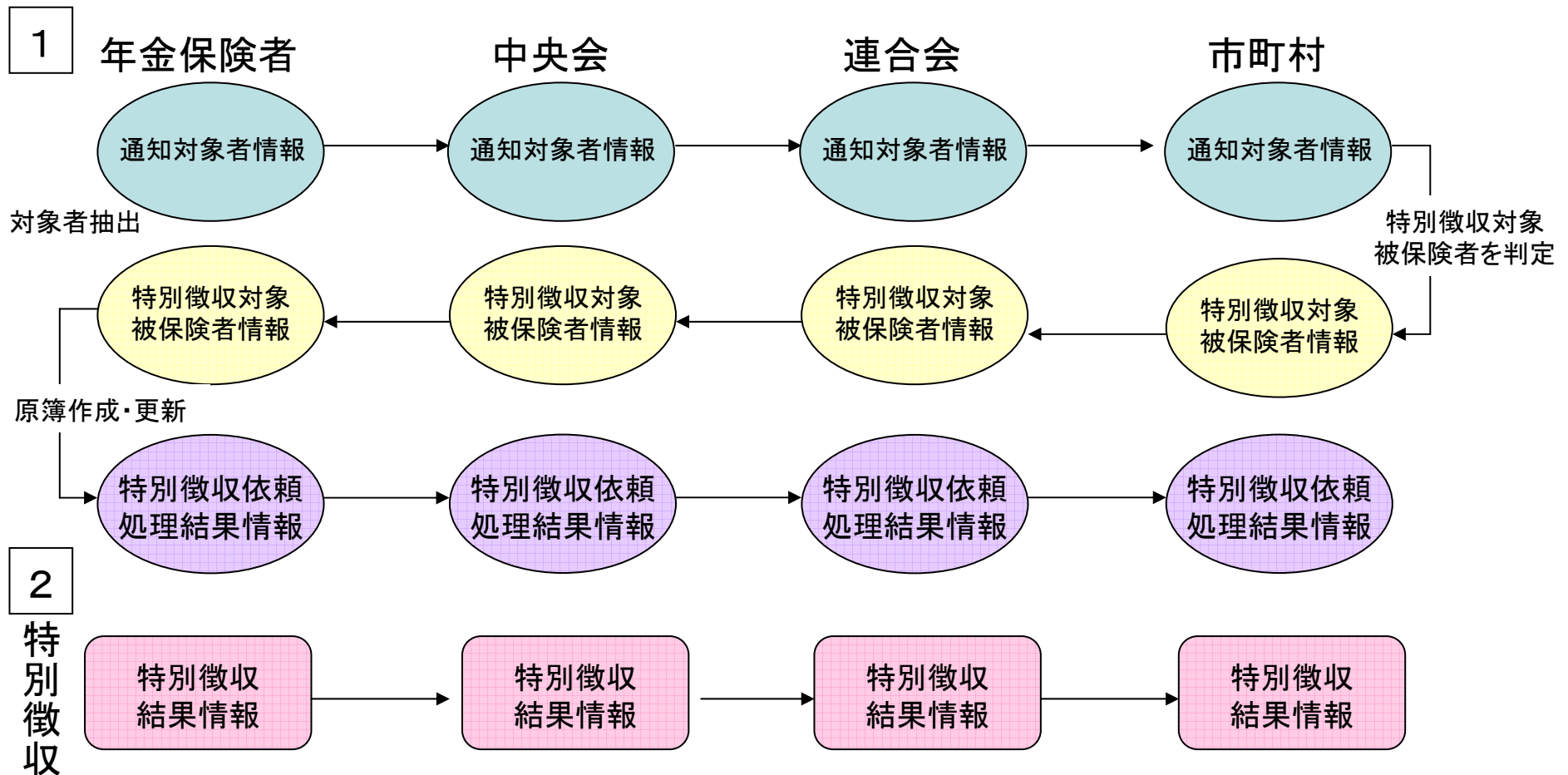
- 1月 特別徴収依頼情報送付(市→年)  
**※左記必須項目を設定したもの**
- 4月 特別徴収対象者抽出(年)《年次捕捉》
- 5月 特別徴収対象者情報送付(年→市)
- 7月 特別徴収依頼情報送付(市→年)
- 10月 10月支払年金より保険料天引き《特別徴収開始》

⋮

(注)後期高齢者医療については、全市町村において平成20年4月から特別徴収開始とする。

## 6. 參考資料

# 特別徴収に係る情報交換1

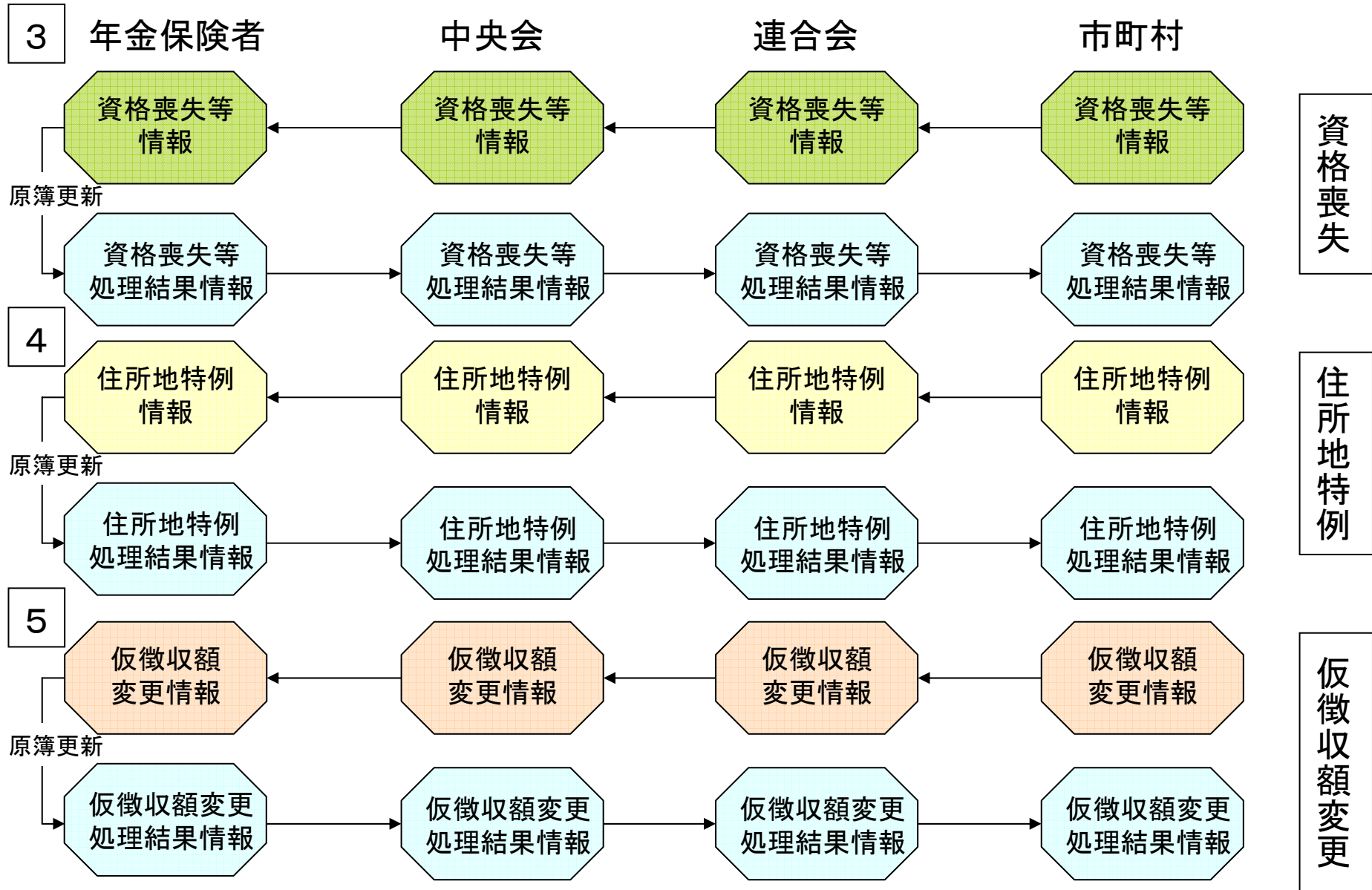


※ 特別徴収対象被保険者の判定は介護保険料との合算額が年金額の1/2を超えるかどうかの判定を含む。

※ 年金保険者と市町村との特別徴収に係る情報交換は、経由機関を通じて行われることとなり、経由機関に対する市町村の窓口は一本化する。



## 特別徴収に係る情報交換2



## 特別徴収に係る情報交換(詳細)

1

### 毎年4月1日対象者に係る年次処理と6、8、10、12、2月に係る月次処理

- 1, **年金保険者**: 年額18万円以上であって担保に供していない年金受給者を抽出
- 2, **市町村**: 特別徴収対象被保険者(市町村の判断で普通徴収とする者を除く。)について、支払回数割保険料額とともに年金保険者へ通知(普通徴収対象者は特別徴収非対象者として通知)する。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料(国保保険料)の合算額が年金額の1/2を超える者については、後期高齢者医療(国保)保険料を普通徴収とする。
- 3, **年金保険者**: 当該情報を基に原簿(介護・国保・高齢)を作成・更新し、各保険制度について処理できた旨、処理できない旨を市町村へ通知する。
- 4, **市町村**: 処理できない旨の通知の際は、当該通知に係る者を新たに普通徴収対象被保険者とする。

2

### 特別徴収結果の通知(年金の定期支払月の翌月10日までに)

- 1, **年金保険者**: 各保険制度に係る徴収した保険料を年金定期支払月の翌月10日までに市町村へ納入する。また、徴収した旨及び徴収出来なかった旨を翌月10日までに市町村へ通知する。
- 2, **市町村**: 徴収できなかった旨の通知を受けた場合は、当該通知に係る者を新たに普通徴収対象被保険者とする。

3

### 資格喪失等の通知(毎月20日までに通知)

- 1, **市町村**: 各保険制度について資格喪失(市町村間の異動を含む。)、年度途中で保険料が減額となった場合、年度途中で保険料が増額となり、保険料の全部を普通徴収の方法により徴収することが適当と市町村が認めたとき及び災害等により特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないとして市町村が認めた場合は、毎月20日までに年金保険者へ通知する。
- 2, **年金保険者**: 資格喪失等の通知を受けた場合は当該通知に係る原簿を更新したうえで、処理結果を翌月10日までに市町村へ通知する。また、当該通知を受けた翌々月以降の年金の定期支払月より、特別徴収を中止する。

4

### 住所地特例対象者の通知(毎月20日までに通知)

- 1, **市町村**: 各保険制度の特別徴収対象被保険者が住所地特例の適用を受ける場合、毎月20日までに年金保険者へ通知する。
- 2, **年金保険者**: 当該通知を受けた場合は当該通知に係る原簿を更新したうえで、処理結果を翌月10日までに市町村へ通知する。なお、当該通知を受けた後に被保険者より住所変更届を年金保険者が受けた場合も、従前の市町村の依頼により保険料を徴収する。ただし、介護と医療の保険料徴収権者が別の市町村となった場合は、医療の保険料については普通徴収とする。

5

### 仮徴収額変更の通知(4、5、6月の20日までに通知)

- 1, **市町村**: 各保険制度において当該年度の6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額が適当でないと市町村(後期高齢者医療広域連合)が認め、6月又は8月の年金定期支払月の支払回数割保険料額を変更する場合に4、5、6月の20日までに年金保険者に通知する。なお、6月の仮徴収額変更は4月の20日までに、8月の仮徴収額変更は6月の20日までに、また、6月及び8月の徴収額を同額で変更する場合は4月の20日までに年金保険者へ通知する。
- 2, **年金保険者**: 当該通知を受けた場合は当該通知に係る原簿を更新し、処理結果を翌月10日までに市町村へ通知する。また、当該通知により変更した仮徴収額を年金より徴収する。

## 市町村における特別徴収に係る事務内容【介護】

### 1 年次、月次捕捉に係る市町村事務

- ①年金保険者からの特別徴収対象者情報の中から特別徴収対象被保険者を特定し、支払回数割保険料額とともに年金保険者へ依頼する。なお、後期高齢又は国保保険料との合算額が年金額の1/2を超える場合であっても、介護は特別徴収対象被保険者となる。
- ②年金保険者から通知される、介護特別徴収依頼処理結果情報を市町村システムに反映させる。エラーとして通知された者については、普通徴収へ切り替える。

### 2 特別徴収結果情報に係る市町村事務

- ①年金保険者からの介護特別徴収結果情報の通知(天引きできた旨、できなかった旨の通知)を、市町村システムに反映させる。なお、徴収できなかった旨の通知該当者は、普通徴収対象者へ切り替える。
- ②年金保険者から指定銀行口座に納入された特別徴収額の合計と、介護特別徴収結果情報の合計を突合する。

### 3 資格喪失等により特別徴収中止依頼を行う場合の市町村事務

- ①市町村は、資格喪失等により特別徴収を中止しようとする被保険者がある時は、介護資格喪失等情報を年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、介護資格喪失等処理結果情報を市町村システムに反映させる。

### 4 住所地特例該当者を有するに至った場合の市町村事務

- ①市町村は、住所地特例該当者を有するに至った場合は、介護住所地特例情報を年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、介護住所地特例処理結果情報を市町村システムに反映させる。

### 5 仮徴収額を変更する場合の市町村事務

- ①市町村は、6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額(6月、8月の仮徴収額)が適当でないと認めた場合、介護仮徴収額変更情報を年金保険者へ通知する。なお、6月・8月の仮徴収額を変更するためには4月に、8月の仮徴収額を変更するためには5月又は6月に、年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、介護仮徴収額変更処理結果情報を市町村システムに反映させる。

※ 1、2は年金保険者からの情報によって事務を行い、3、4、5は市町村内部の情報により事務を行う。

## 市町村における特別徴収に係る事務内容【後期高齢者】

### 1 年次、月次捕捉に係る市町村事務

- ①年金保険者からの特別徴収対象者情報の中から特別徴収対象被保険者を特定し、支払回数割保険料額とともに年金保険者へ依頼する。なお、介護保険料との合算額が年金額の1/2を超える場合は、当該対象者に係る保険料は普通徴収により徴収するものとする。
- ②年金保険者から通知される、高齢者特別徴収依頼処理結果情報を市町村システムに反映させる。エラーとして通知された者については、普通徴収へ切り替える。

### 2 特別徴収結果情報に係る市町村事務

- ①年金保険者からの高齢者特別徴収結果情報の通知(天引きできた旨、できなかった旨の通知)を、市町村システムに反映させる。なお、徴収できなかった旨の通知該当者は、普通徴収対象者へ切り替える。
- ②年金保険者から指定銀行口座に納入された特別徴収額の合計と、高齢者特別徴収結果情報の合計を突合する。

### 3 資格喪失等により特別徴収中止依頼を行う場合の市町村事務

- ①市町村は、資格喪失等により特別徴収を中止しようとする被保険者がある時は、高齢者資格喪失等情報を年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、高齢者資格喪失等処理結果情報を市町村システムに反映させる。

### 4 住所地特例該当者を有するに至った場合の市町村事務

- ①市町村は、住所地特例該当者を有するに至った場合は、高齢者住所地特例情報を年金保険者へ通知する。ただし、介護保険において資格喪失等に該当する場合は、高齢者住所地特例情報に代えて高齢者資格喪失等情報を年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、高齢者住所地特例処理結果情報を市町村システムに反映させる。

### 5 仮徴収額を変更する場合の市町村事務

- ①市町村は、広域連合が6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額(6月、8月の仮徴収額)が適当でないと認めた場合、高齢者仮徴収額変更情報を年金保険者へ通知する。なお、6月・8月の仮徴収額を変更するためには4月に、8月の仮徴収額を変更するためには5月又は6月に、年金保険者へ通知する。また、仮徴収額変更の際は、1/2判定は行わない。
- ②年金保険者から通知される、高齢者仮徴収額変更処理結果情報を市町村システムに反映させる。

※ 1、2は年金保険者からの情報によって事務を行い、3、4、5は市町村内部の情報により事務を行う。

## 市町村における特別徴収に係る事務内容【国保】

### 1 年次、月次捕捉に係る市町村事務

- ①年金保険者からの特別徴収対象者情報の中から特別徴収対象被保険者を特定し、支払回数割保険料額とともに年金保険者へ依頼する。なお、介護保険料との合算額が年金額の1/2を超える場合は、当該対象者に係る保険料は普通徴収により徴収するものとする。
- ②年金保険者から通知される、国保特別徴収依頼処理結果情報を市町村システムに反映させる。エラーとして通知された者については、普通徴収へ切り替える。

### 2 特別徴収結果情報に係る市町村事務

- ①年金保険者からの国保特別徴収結果情報の通知(天引きできた旨、できなかった旨の通知)を、市町村システムに反映させる。なお、徴収できなかった旨の通知該当者は、普通徴収対象者へ切り替える。
- ②年金保険者から指定銀行口座に納入された特別徴収額の合計と、国保特別徴収結果情報の合計を突合する。

### 3 資格喪失等により特別徴収中止依頼を行う場合の市町村事務

- ①市町村は、資格喪失等により特別徴収を中止しようとする被保険者がある時は、国保資格喪失等情報を年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、国保資格喪失等処理結果情報を市町村システムに反映させる。

### 4 住所地特例該当者を有するに至った場合の市町村事務

- ①市町村は、住所地特例該当者を有するに至った場合は、国保住所地特例情報を年金保険者へ通知する。ただし、介護保険において資格喪失等に該当する場合は、国保住所地特例情報に代えて国保資格喪失等情報を年金保険者へ通知する。
- ②年金保険者から通知される、国保住所地特例処理結果情報を市町村システムに反映させる。

### 5 仮徴収額を変更する場合の市町村事務

- ①市町村は、6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額(6月、8月の仮徴収額)が適当でないと認めた場合、国保仮徴収額変更情報を年金保険者へ通知する。なお、6月・8月の仮徴収額を変更するためには4月に、8月の仮徴収額を変更するためには5月又は6月に、年金保険者へ通知する。また、仮徴収額変更の際は、1/2判定を行わない。
- ②年金保険者から通知される、国保仮徴収額変更処理結果情報を市町村システムに反映させる。

※ 1、2は年金保険者からの情報によって事務を行い、3、4、5は市町村内部の情報により事務を行う。

## 1/2判定に用いる分母・分子

前提：年金保険者から通知される年金額とは、年度途中の新規裁定であっても、12ヶ月分に相当する額が通知される。

支払回数割保険料(税)額の合算額が、年金保険者から通知される年金額を6で除して得た額の1/2に相当する額を超える場合、当該被保険者に係る国保保険料(税)又は後期高齢者医療保険料の特別徴収は行わない。

$$\frac{\text{支払回数割年金額}}{\text{※1}} \times 1/2 < \frac{\text{合算支払回数割保険料(税)額}}{\text{※2}}$$

$$(1/2 < \text{合算支払回数割保険料(税)額} / \text{支払回数割年金額})$$

となる場合は、国保又は後期高齢に係る保険料(税)の特別徴収は行わず、普通徴収の方法により保険料(税)を徴収する。

※1 支払回数割年金額＝年金保険者から通知される年金額／6

注)支払回数割年金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※2 合算支払回数割保険料(税)額＝介護支払回数割保険料額＋国保(後期高齢)支払回数割保険料(税)額  
<支払回数割保険料(税)額は、端数処理に使用される金額欄1(当該依頼に係る最初の特別徴収金額)を利用>

なお、仮徴収期間4月から9月までの間に特別徴収を開始する者については、支払回数割保険料額の見込額の合算額にて1/2判定を行うこととなる。

## 住所地特例の範囲(65歳以上)

国保及び後期高齢者の住所地特例対象者の範囲と、介護保険の住所地特例対象者の範囲の違いは、以下の図のとおりとなる。

### 国保及び後期高齢者

- ・病院又は診療所への入院
- ・障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設への入所
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- 〔・障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う住居への入居
- ・障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居〕

### 介護保険

- ・介護保険施設
- ・特定施設
- ・老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム

(注)カッコ内は国保のみ

※ 国保及び後期高齢者の住所地特例対象施設である「のぞみの園の設置する施設」は、介護被保険者の適用除外施設となる。

住所地特例該当者への年金保険者の通知先(介護法134条)後期高齢

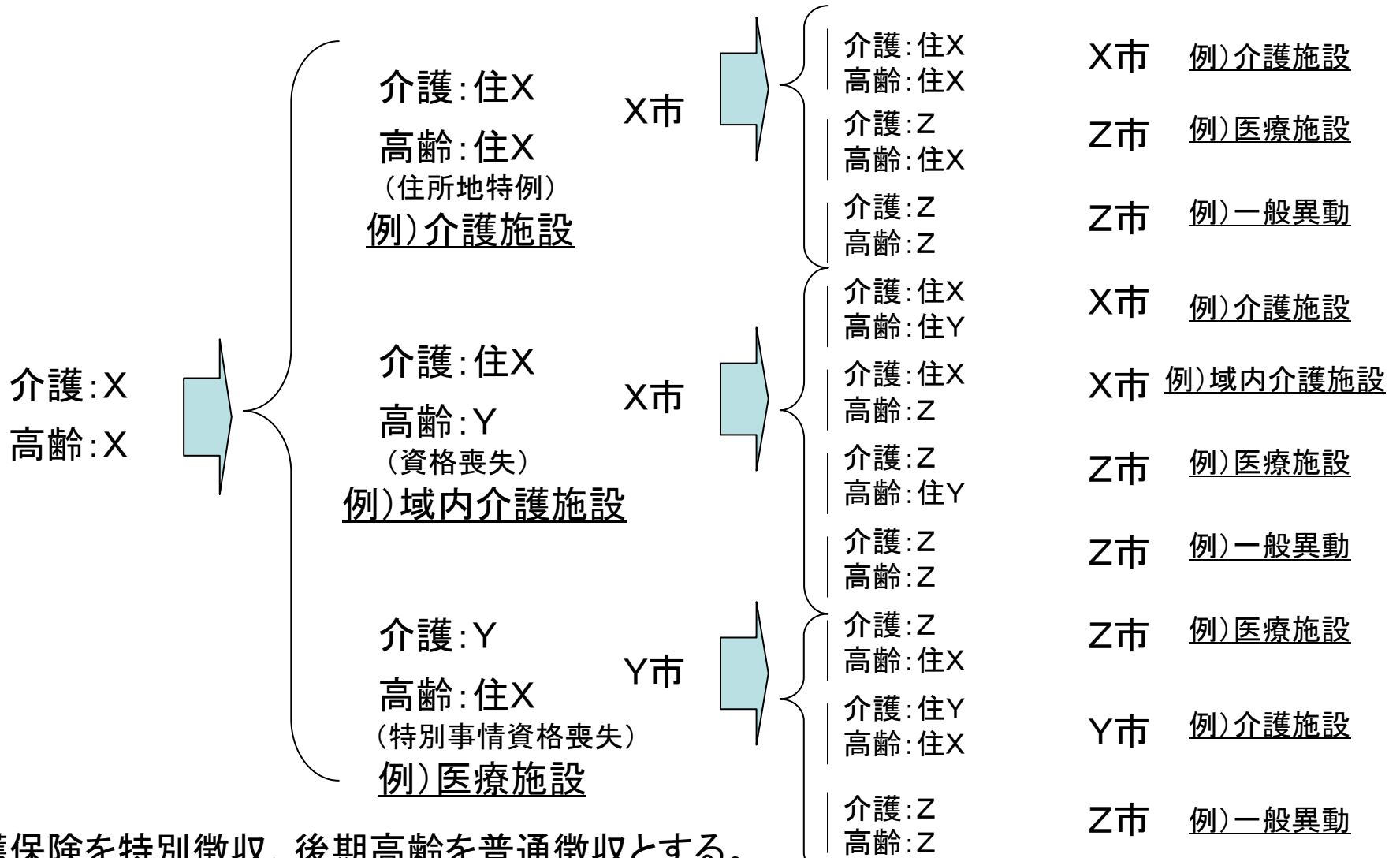
住所:X市

住所:Y市

通知先

住所:Z市

通知先

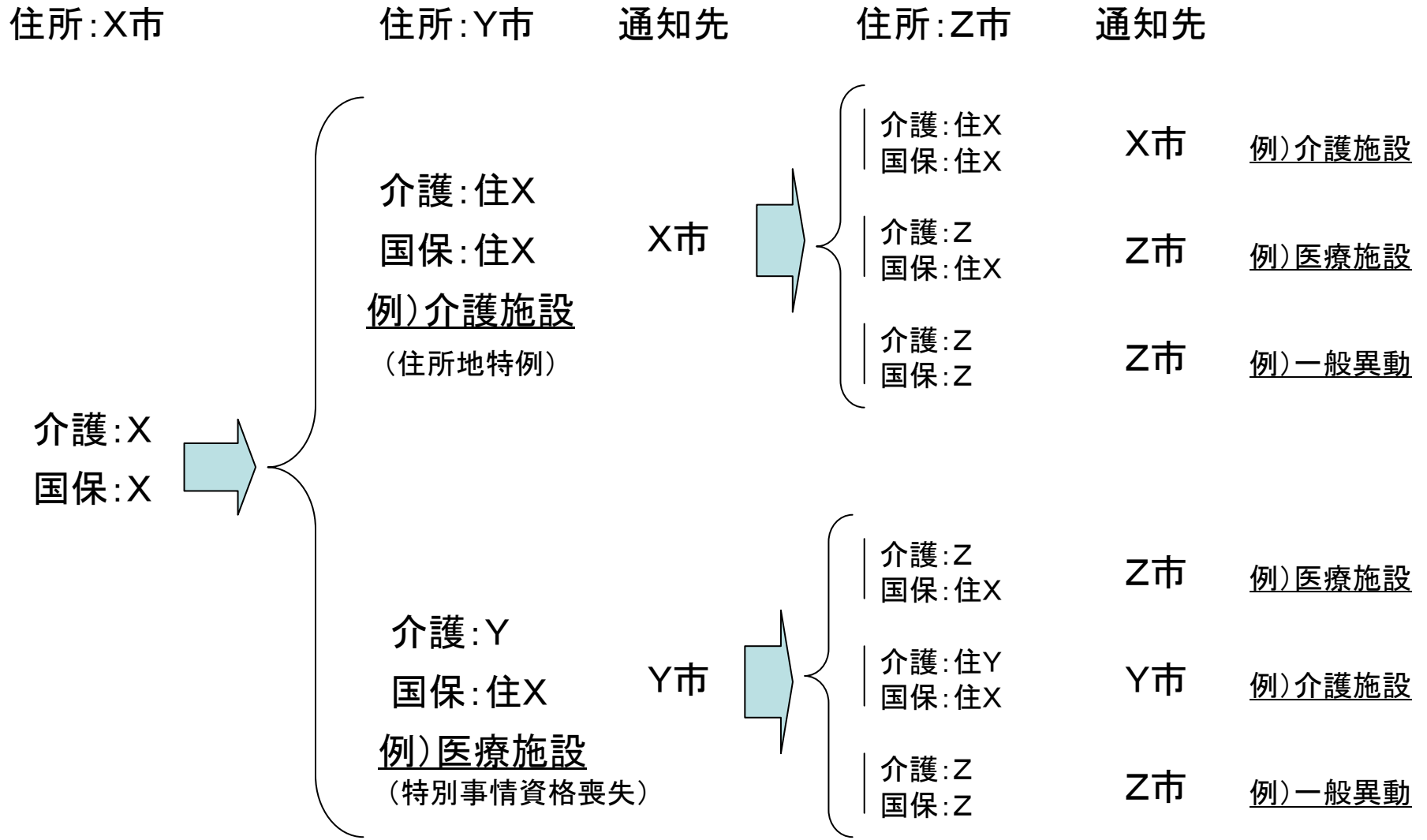


※介護保険を特別徴収、後期高齢を普通徴収とする。

※年金保険者が通知する先は住所地又は介護住所地特例地

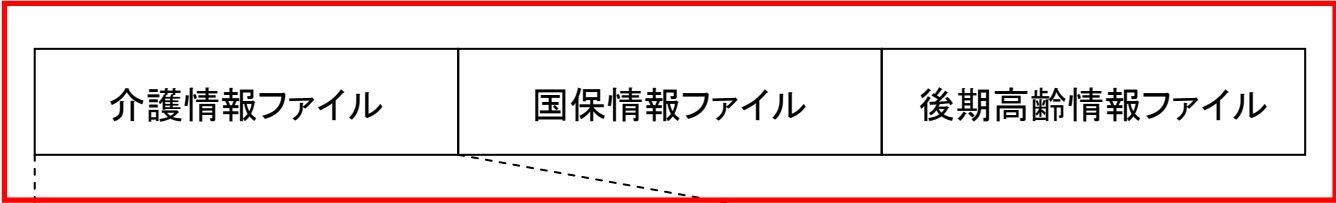


住所地特例該当者への年金保険者の通知先(介護法134条)国保



※介護保険を特別徴収、国保を普通徴収とする。  
 ※年金保険者が通知する先は住所地又は介護住所地特例地

# 特別徴収に係る情報交換で収録する内容



(2) データレコード

(1) ヘッダレコードに収録する情報

- ①レコード区分
- ②市町村コード
- ③特別徴収義務者コード
- ④通知内容コード
- ⑤作成年月日 等 (予備)

(2) データレコードに収録する情報

- ①レコード区分
- ②市町村コード
- ③特別徴収義務者コード
- ④通知内容コード
- ⑤作成年月日 等 (予備)
- ⑥基礎年金番号・年金コード
- ⑦生年月日
- ⑧性別
- ⑨氏名(カナ、漢字)
- ⑩住所(郵便番号、カナ住所、漢字住所)
- ⑪各種コード(処理区分、処理結果 等)
- ⑫金額欄1(特別徴収額)
- ⑬金額欄2(特別徴収額)
- ⑭金額欄3(年金額)

(3) トレイラレコードに収録する情報

- ①レコード区分
- ②市町村コード
- ③特別徴収義務者コード
- ④通知内容コード
- ⑤作成年月日 等 (予備)
- ⑥合計件数
- ⑦合計金額欄1(特別徴収額)
- ⑧合計金額欄2(特別徴収額)